

「交通の未来都市」の実現に向けて (都市空間・交通分野) 事業評価一覧 (平成30年度に実施した事業)

| 事業名 | 政策の柱 — 基本施策 | 施策名 | 好循環P ・ 戦略事業 | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗 | H30 概算 事業費 (千円) | 開始 年度 | 日本一 施策 事業 | 「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」 | 見直し (予定) |
|-------------------|-------------------|------------------------|-------------------|---|---------------------|---|-----------|--------------------------|----------|-----------------|---|-------------|
| | | | | | 対象者・物 (誰・何に) | 取組(何を) | | | | | | |
| 一条中学校跡地の利活用 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力 ある拠点の形成 | | 本市中心部に位置する「一条中学校跡地」を活用し、行政需要や市民ニーズに対応した公共機能や市民生活の利便性を高める民間機能の集積を図る。 | 大規模公有地 (一条中学校跡地) | ・中長期的な公共利用について検討 ・民間機能の導入について検討 | 計画 どおり | 0 | H25 | | ①【敷地活用の検討】 ・将来的な公共施設の再編において確保すべき敷地規模などについて検討を行った。 ・また、民間機能の導入に向けて民間事業者へのヒアリングを実施し、活用の方向性を検討した。 ②【民間事業者の募集開始】 今後は、今年度中の民間事業者の募集に向けて、引き続き、民間事業者へのヒアリングを実施し、まちづくりの効果などの視点から民間機能導入の方向性を決定を目指す。 | |
| 中心市街地活性化推進事業 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力 ある拠点の形成 | | 都市機能の集積や地域経済の活性化 | 市民・来訪者 | 「第2期中心市街地活性化基本計画」に基づく各事業の推進と現行計画の改定に向けた取組 | 計画 どおり | 4,539 | H21 | | ①【再開発事業等による居住人口の増加傾向など】 平成30年度は、大手地区再開発事業をはじめとし、民間事業者によるマンション建設が進められ、住宅取得補助事業等との相乗効果もあり、居住人口は計画の目標値の達成が見込まれる。また、少子高齢化やネット販売の影響による消費行動の変化により、商店街の店舗が飲食業中心となり、週末の夜間の歩行者が増加している一方、平日・昼間の歩行者・自転車通行量が横ばい傾向であり、物販を中心とした事業所数が減少している。 ②【LRTの駅西側導入を見据えた新たな計画による恒常的な賑わい創出や経済活力の向上に向けた更なる取組の推進】 令和元年度は、現計画の最終年度となることから、第2期計画の総仕上げとして、各種取組を着実に実施していくとともに、これまでの取組成果を評価・検証し、LRTの導入も見据えた今後10年先のまちの将来を見通しながら、増加する居住者の利便性の向上や、商店街を中心とした経済活力の維持・向上、地域資源を活用した魅力的な景観や憩い空間の創出による平日・昼間の恒常的な賑わいづくりなど、より一層の活力と魅力ある中心市街地の形成に向けた各種取組を推進していく。 | 改善 |
| 中心市街地西地区まちづくり推進事業 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力 ある拠点の形成 | | 都市機能の更新や交通結節機能の強化等による地区整備の実現 | 市民・来訪者 | 中心市街地西地区におけるまちづくりの推進 | 計画 どおり | 1,523 | H26 | | ①【地元のまちづくり機運の醸成に向けた意見交換会の開始】 平成30年度から、地区のまちづくり推進に向けた地元商店街関係団体との定期的な意見交換を開始することができた。地区整備の実現に向け、引き続き、継続的に地元との意見交換を進め、まちづくり機運の醸成を図っていく必要がある。 ②【地元検討組織の立ち上げに向けたまちづくり機運の醸成】 今後は、地元主体による地区のまちづくりを検討する組織の立ち上げに向け、令和元年度においても、地元商店街関係団体との意見交換を継続的に実施し、機運醸成に取り組んでいく。 | 改善 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------|--------------------|----------|--------------------------|-----------------|--|-------|--------|-----|-----|--|----|
| 宇都宮まちづくり推進機構補助金 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 | | 中心市街地の賑わい創出や魅力向上 | 宇都宮まちづくり推進機構 | 中心市街地の活性化に向けた事業の実施支援 | 計画どおり | 19,134 | H11 | 独自性 | <p>①【街なかの魅力ある資源を活用した活性化事業の実施とまちづくりの担い手の育成】オープンカフェの実施や釜川、大谷石建造物等の魅力ある地域資源を活用した各種イベントの開催のほか、本市街なかの歴史を学び、新たな魅力を発見する講演会の開催などに取り組みとともに、若者を中心としたまちづくりの担い手を育成するため、まちづくり交流センター「イエローフィッシュ」の利活用促進に向けた施設の利活用環境の向上と利活用促進を図り、大学生のまちづくり活動へのアドバイザー派遣を行った。</p> <p>②【中心市街地の活性化に寄与する各種事業の展開とNPO法人としての自立的かつ安定的な経営基盤の確立】 今後も、本市街なかの魅力ある地域資源を生かした事業に取り組みとともに、市と十分な連携をとりながら、新たな計画に計上される事業の検討・実施などを通して、魅力と活力ある中心市街地の形成に寄与する取組を進める。また、NPO法人としてのメリットを活かした自立的かつ安定的な経営基盤の確立に向けた新たな収益事業の発掘や協賛金等自主財源の確保のほか、新たな会員やまちづくりの担い手確保に向けて取り組んでいく。</p> | 改善 |
| 低・未利用地利活用促進 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 | | 低・未利用地の利活用による都市機能の集積 | 市民・来訪者 | 低・未利用地の利活用促進のためのモデル事業の検討 | 計画どおり | 3,125 | H29 | | <p>①【モデル事業素案の作成】 平成30年度は、民間事業者等を中心としたワークショップの開催を通じて、低・未利用地の利活用に向けたモデル事業実施の検討を行い、釜川沿道における低・未利用地やその周辺の公共空間の利活用による賑わい創出や来訪者の回遊性の向上に資する具体的なモデル事業の素案を作成した。</p> <p>②【モデル事業の実施・検証を踏まえた民間主体による低・未利用地の利活用促進】 モデル事業の実施による活性化の効果や事業性等について検証を行った上で、民間主体による低・未利用地の利活用促進に繋がる施策事業の構築に繋げていく。</p> | 拡大 |
| JR宇都宮駅東口地区整備の推進 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 | | 本市のまちづくりをリードする新たな都市拠点の形成 | 市民・来訪者 | 公共と民間が一体となり、広域的な交流や賑わいの創出に資する立地施設（コンベンション施設、商業施設など）を整備 | 計画どおり | 16,298 | H16 | | <p>①【事業者の決定等】 平成30年度は、優先交渉権者として選定した「うつのみやシンフォニー」と平成31年1月に事業契約を締結し、事業者として決定後、速やかに立地施設の設計等を開始した。</p> <p>②【立地施設の整備等】 ・コンベンション施設については、建築基準法など関係法令の適合や、建物の耐震安全性、防音・防振性など、要求水準書に示した性能等の確保に加え、動線計画や音響などが、開催を想定する学会や各種イベントに適した性能等となっているかなどを設計図書等に基づき、測定・評価を行い、魅力的で質の高い施設となるよう整備を進める。 ・また、自転車駐車場については、庁内関係課等と連携を図りながら、設計図書に基づき、工事が適切に履行されているか確認し、利便性の高い施設となるよう整備を進める。 ・民間施設に関しては、施設計画等について確認し、必要に応じて、事業者と協議の上、実施設計等に反映させるなど、新たな都市拠点にふさわしい施設となるよう、提案内容に応じた性能等を確保する。 ・コンベンション施設の概要等を掲載したパンフレットの作成、催事主催者等へのDMの発送や訪問営業を行うなど、令和4年8月予定のコンベンション施設の供用開始時から魅力ある催事が開催できるよう、コンベンション施設への催事の誘致活動を実施する。</p> | |
| 空き家等対策推進事業 | VI-20 | 空き家・空き地対策の推進 | 好循環P戦略事業 | 空き家等の発生抑制や適正管理、利活用の促進 | ・市民 ・空き家所有者等 | ・管理意識啓発に係る情報提供 ・管理不全な状態の解消に向けた法や条例に基づく指導等の実施 ・官民連携によるマッチング事業等の実施 | 計画どおり | 8,131 | H24 | | <p>①【管理不全な空き家等の解消及び空き家活用等件数の増加】 ・指導件数のうち、空き家については約60%、空き地については約70%の問題が解消された。また、「宇都宮空き家会議」におけるマッチング事業においては、平成29年度比で約1.2倍の111件の相談が寄せられ、そのうち86件を協力事業者へ取り次ぎし、空き家等の管理や活用を促進した。 ・空家法や条例だけでは解決が難しい事案への対応について、継続して検討する必要がある。</p> <p>②【官民連携による空き家等対策の推進】 解決が難しい事案への対応について、「宇都宮空き家会議」に参画する民間事業者と意見交換を行うなど、民間活力を活用した空き家等対策の推進に取り組んでいく。</p> | 改善 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-------|-----------------|----------|---|---|---|-------|--------|-----|--|---|----|
| 空き家等対策地域活動費補助金 | VI-20 | 空き家・空き地対策の推進 | 好循環P戦略事業 | 地域が取り組む空き家対策等活動の支援 | 地域活動団体 | 補助金の交付 | 計画どおり | 753 | H26 | | <p>①【空き家等対策の活動に取り組む地域活動団体への支援実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家を改修した集会所等の整備や地域内の空き家の適正管理活動など、地域による主体的な活動を支援することができた。 ・当該補助事業の利用促進に向け、更なる周知に取り組む必要がある。 <p>②【地域活動団体への継続的な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市自治会連合会と連携を図りながら制度の周知に努め、地域活動団体が取り組む自主的な活動を支援していく。 | 縮小 |
| 空き家対策補助金 | VI-20 | 空き家・空き地対策の推進 | 好循環P戦略事業 | 危険な空き家の除却促進 | 空き家所有者等 | 補助金の交付 | 計画どおり | 7,779 | H29 | | <p>①【危険な空き家の除却】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度比で約1.6倍となる37件の申請があり、そのうち補助対象とした16件の危険な状態にある空き家が除却された。 ・所有者のモラルハザードを生じさせないため、補助制度の活用に限らない自己管理の促進に取り組む必要がある。 <p>②【所有者等による自己管理の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該補助制度の活用のほか、空家法に基づく指導の徹底や、「宇都宮空き家会議」と連携した空き家の管理や処分支援など、所有者による自己管理の促進に取り組んでいく。 | 拡大 |
| 地籍調査事業 | VI-20 | 地域特性に応じた土地利用の推進 | | 地籍(土地の所有者、地番、地目、地積、境界)の明確化を図ることにより、公共事業・土地取引等の円滑化、課税の適正化、境界紛争等の未然防止や早期解決に資する。 | 本市域に存する土地所有者及び管理者(土地改良事業・土地区画整理事業実施地域を除く) | 一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目の調査並びに境界や地積に関する測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿として作成する。 | 計画どおり | 80,610 | H6 | | <p>①【北東部地域の防災地区等における地籍調査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は人口密集地区(DID)である細谷地区をはじめ、鬼怒川の防災地区にあたる白沢・中岡本・芦沼地区などにおいて、個人の財産の保全、災害時の迅速な復旧、課税の適正化、公共事業への利活用などにつながる調査を実施できた。 ・円滑な事業の推進に向けて、県や法務局との連携を強化するとともに、計画的な事業の推進が必要である。 <p>②【県や法務局との連携強化と地籍調査事業の計画的な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は地籍調査後、早期に法務局の登記が完了できるよう、県や法務局との連携強化を図るとともに、地籍調査の政策効果を考慮しながら、DID地区や防災上重要な地区を優先的に実施する。 | |
| 都心部道路景観整備事業 | VI-20 | 5 都市景観の保全・創出 | | 都心部道路景観整備の推進 | 中心市街地に居住する市民、商店、道路利用者 | 道路景観整備 | 計画どおり | 10,895 | - | | <p>①【市道3号線の道路景観整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道3号線(ユニオン通り)において、電線類の地中化による景観整備が行われた。 ・引き続き、都心部におけるバリアフリー化や無電柱化などの整備・検討が必要である。 <p>②【中心市街地の良好な景観を形成する道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心部におけるゆとりある道路空間を創出するため、住民との相互理解を十分に図りながら、バリアフリー化や無電柱化など、整備の在り方を検討する。 | |
| 第3次都市計画マスタープランの策定 | VI-20 | 地域特性に応じた土地利用の推進 | | 本市の目指すべき都市の将来像と整備の方向性を明らかにし、市民等とそれらを共有しながら実現 | 市民・事業者 | 都市計画マスタープランの策定 | 計画どおり | 10,962 | H29 | | <p>①【第3次都市計画マスタープランの策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の社会経済環境の変化や都市が直面する課題に的確に対応できるよう、交通や環境、防災、福祉など幅広い行政分野の計画と整合を図りながら、本市都市計画の基本方針として都市計画マスタープランを策定した。 <p>②【第3次都市計画マスタープランに基づく都市計画制度を活用した土地利用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランに基づき、立地適正化計画や福祉、産業など関連分野の計画推進と連携した区域区分や用途地域の見直しなど、都市計画制度の適正運用を図りながら、土地利用を推進していく。 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------|-----------------|----------|---|---|--|-------|--------|-----|-----|--|----|
| 立地適正化計画の推進 | VI-20 | 地域特性に応じた土地利用の促進 | 好循環P戦略事業 | 本市が目指す「ネットワークコンパクトシティ」の具現化に向け、各拠点等への居住や都市機能の適正な誘導を推進する。 | 市民・事業者 | ・居住誘導に関する事項を定めた「立地適正化計画」の改定 ・都市機能の立地誘導策の展開 ・市街化調整区域における地区計画制度の活用促進 | 計画どおり | 7,236 | H26 | 先駆的 | ①【立地適正化計画の改定及び地区計画制度検討地域の取組支援】 ・居住を誘導していく区域や誘導策について、パブリックコメントや市内39連合自治会単位での地区別説明会を通して市民理解を得ながら、「立地適正化計画」を改定した。 ・地区計画制度の活用を検討する市街化調整区域の地域の取組に対し、それぞれの地域の実情や検討の進め方に合わせて積極的に支援した。 ②【都市機能・居住誘導策の展開・充実及び地区計画制度の活用促進に向けた取組支援】 ・都市拠点や地域拠点等へ都市機能や居住の誘導を図るため、民間事業者や関係団体等に対して、各種支援策の積極的な周知を図るとともに、本市のまちづくりの考え方についての理解促進を図りながら、立地誘導を働きかけていく。 ・民間事業者等との意見交換を通して、民間ニーズ等を把握するとともに、民間参画を促すための新たな誘導策について検討しながら、施策の充実を図る。 ・市街化調整区域の地域拠点等へ住宅や店舗の立地につながるよう、引き続き、地区計画制度等の活用促進に向けて、地域への働きかけや機運の醸成を図るとともに、制度活用を検討する地域の取組を積極的に支援する。 | 拡大 |
| 地区計画制度の活用 | VI-20 | 地域特性に応じた土地利用の推進 | | 良好な居住環境の保全・形成 | 市民・事業者 | 地区計画制度に関する出前講座、勉強会等の開催 | 計画どおり | 0 | H元 | | ①【立地適正化計画の改定及び地区計画制度検討地域の取組支援】 ・居住を誘導していく区域や誘導策について、パブリックコメントや市内39連合自治会単位での地区別説明会を通して市民理解を得ながら、「立地適正化計画」を改定した。 ・地区計画制度の活用を検討する市街化調整区域の地域の取組に対し、それぞれの地域の実情や検討の進め方に合わせて積極的に支援した。 ②【都市機能・居住誘導策の展開・充実及び地区計画制度の活用促進に向けた取組支援】 ・都市拠点や地域拠点等へ都市機能や居住の誘導を図るため、民間事業者や関係団体等に対して、各種支援策の積極的な周知を図るとともに、本市のまちづくりの考え方についての理解促進を図りながら、立地誘導を働きかけていく。 ・民間事業者等との意見交換を通して、民間ニーズ等を把握するとともに、民間参画を促すための新たな誘導策について検討しながら、施策の充実を図る。 ・市街化調整区域の地域拠点等へ住宅や店舗の立地につながるよう、引き続き、地区計画制度等の活用促進に向けて、地域への働きかけや機運の醸成を図るとともに、制度活用を検討する地域の取組を積極的に支援する。 | |
| 都市計画基礎調査 | VI-20 | 地域特性に応じた土地利用の推進 | | 地域特性に応じた土地利用 | 市民・事業者 | 都市や地域の特性や課題の把握 | 計画どおり | 17,010 | S48 | | ①【都市計画基礎調査の実施】 ・ネットワーク型コンパクトシティ形成に向け、立地適正化計画等と整合を図りながら、居住や都市機能の誘導、良好な居住環境の維持・形成などに繋がる用途地域の見直し、都市農地の保全策などの活用について調査を実施した。 ・「LRT沿線の土地利用方針」に基づき、市街化区域や市街化調整区域の停留場周辺において、それぞれの特性に応じながらLRTの利用促進や沿線地域の活性化に繋がる導入機能等の調査を実施した。 ②【都市計画制度等の運用】 ・居住や都市機能の誘導に向けた立地適正化計画等の誘導策と一体的に、用途地域や生産緑地地区などの都市計画制度の運用を図りながら、着実にネットワーク型コンパクトシティ形成に取り組んでいく。 ・引き続き、LRT沿線においては、立地適正化計画等の推進や施策の充実、市街化調整区域における地区計画制度の活用促進を図りながら、LRTと一体となった沿線まちづくりに取り組んでいく。 | |
| 公共施設等の受け入れ事業 | VI-20 | 地域特性に応じた土地利用の推進 | | 公共施設(道路や公園)の適正管理 | ・開発許可により設置された公共施設の権利者 ・市民(公共施設の周辺住民) | 未だ市に帰属されていない所有権の移管及び維持・管理棟の説明 | 計画どおり | 0 | H5 | | ①【受入れ団地数の増加】 平成30年度は、今まで同意を拒否していた複数物件所有者の協力が得られたため、受入れ団地数が7団地から16団地に増加し、受入れ着手団地数も、23団地から29団地に増加した。 ②【公共施設等の受け入れ事業の推進】 ・これまでの受け入れ実績等を踏まえ、平成25年度に策定した未同意物件受け入れ計画を精査しながら、計画的な受け入れを実施していく。 ・受入れ意向確認のできていない「未同意物件」の受け入れ処理について、今後も権利者に丁寧な説明を繰り返し行い、公共施設の維持管理について理解を図っていく。 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------|--|------|--|------------------------|---|-------|-----------|-----|--------|--|----|
| 再開発促進事業 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成 | 戦略事業 | 高次な都市機能の集積や都心居住を促進し、賑わいの創出や安全・安心で快適な市街地を形成する市街地再開発事業の事業化を図る。 | 再開発準備組合(パンバ地区、千手・宮島地区) | 市街地再開発事業に係る高度な専門知識を有するコンサルタント派遣 | 計画どおり | 4,945 | S57 | トップクラス | <p>①【施設計画検討と権利者の合意形成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は、各準備組合が検討を進める施設計画など事業計画素案について、理事会や総会を通じて意見交換を重ねてきたところであり、建築工事費の高騰などの課題を踏まえながら、計画素案の検討を進めることができた。 地元権利者に対する合意形成支援により、事業化に向けた機運醸成につながる取組ができた。 <p>②【事業化に向けた準備組合への支援】</p> <p>今後は、引き続き、準備組合の事業計画素案作成に向けた検討に合わせ、随時、施設規模、資金計画、補助金等の確認を行うとともに、権利者や事業協力者との合意形成支援について、市が派遣するコンサルタントと連携を図りながら、適宜権利者等との協議・調整を行う。</p> | |
| 大手地区市街地再開発事業補助金 | VI-20 | 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成 | 戦略事業 | 高次な都市機能の集積や都心居住を促進し、賑わいの創出を図るとともに、安全・安心で快適な市街地を形成する | 宇都宮大手地区市街地再開発組合 | <ul style="list-style-type: none"> 事業の進捗管理の実施による適切な補助金の支出 職員による事業推進に対する支援・指導 | 計画どおり | 1,407,418 | H25 | | <p>①【本体工事竣工】</p> <p>平成30年度は、工事の進捗確認等を行う組合主催の現場定例会議に出席するなど、関係機関との協議・調整や工程管理を実施することで、予定通り本体工事を竣工することができた。</p> <p>②【確実な事業推進のための組合への支援・指導】</p> <p>今後は、組合解散に向けた清算事務や認可申請手続きなどの進捗状況を定期的に確認し、適切な支援指導を行うことにより、事業完了に向けて確実に手続きを進めていく。</p> | 縮小 |
| 宇都宮東部土地区画整理事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成 | | 防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する | 都市計画決定区域の関係権利者及び市民 | <p>【築瀬地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画案に対する地元合意及び事業認可の取得 <p>【宇大西地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりに向けた地元機運醸成 | 計画どおり | 36,806 | S47 | | <p>①【事業認可取得及び地元周知・意見交換の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 築瀬地区については関係課及び関係機関との協議調整や事業計画案に関する説明会等を実施し、地元の合意を得たうえで事業認可を取得し、事業着手となった。 宇大西地区については、まちづくりに関する考え方などについて自治会役員への説明や意見交換を実施した。 <p>②【計画的な事業推進及び地元の機運醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 築瀬地区については、事業が円滑に進められるよう、引き続き事業の仕組みなどについて説明を行い、権利者の理解と協力を得ながら計画的な事業の推進に努める。 宇大西地区については、引き続き地元との意見交換を実施しながら、まちづくりに関する理解促進に努める。 | 拡大 |
| 魅力ある都市景観づくりの推進 | VI-20 | 都市景観の保全・創出 | 戦略事業 | 良好な景観形成の推進 | 市民・事業者・行政 | <ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・市が一体的に取り組むための景観形成における総合的な指針を示す 景観形成重点地区等の指定に向けた住民の合意形成支援 | 計画どおり | 14,504 | H20 | | <p>①【市民協働による景観づくりの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観関連計画等の統合・見直しを図り景観計画を改定することで、魅力的な景観の保全と創出の実現に向けて、総合的な指針を示すことができた。 「大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き」を策定し、市としての方向性を地域住民等へ示したことから、地元機運も高まり、大谷地区景観づくり推進協議会による「大谷地区景観づくり指針」が完成し、景観形成重点地区指定に向けた基盤づくりができた。 <p>②【景観形成重点地区の指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりに関わる地域団体や関係機関との連携を図りながら、大谷地区など、特に良好な景観形成を図る必要がある地域の景観形成重点地区の指定に向け、住民・事業者・行政が一体となり取り組み、特徴ある景観や豊かな自然景観を有している魅力ある街並みの形成を推進する。 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------|----------------------|--|-------------------------------|-----------------------------------|---|-------|---------|---------------------------|--|--|----|
| 地域の景観づくり組織等への支援 | VI-20 | 都市景観の保全・創出 | | 地域特性を生かした魅力ある都市景観づくりの推進 | 景観形成重点地区を目指す団体、又は景観形成重点地区内の市民・事業者 | 魅力ある都市景観づくり推進活動費および都市景観づくり整備費の交付・PR | 計画どおり | 0 | H21 | | <p>①【交付金制度活用に向けた取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大谷地区景観づくり推進協議会が新たに設立され、交付金対象団体となったことで、景観づくり活動の主体となる地元団体と、交付金活用に向けて連携を図ることができた。 <p>②【交付金制度の周知と活用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、大谷地区景観づくり推進協議会をはじめとした、重点地区等指定を目指す団体との連携により、活動交付金の有効活用を図っていく。また、重点地区指定済みの地域については、地元ニーズの把握や景観アドバイザーの活用による修景等への助言を行うなど、整備費補助金の利用促進に向け取り組んでいく。 | |
| 景観啓発事業の推進 | VI-20 | 都市景観の保全・創出 | | 市民の景観に対する意識の高揚と主体的な取組の促進 | 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・うつつのみや百景のPR <p>【隔年開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなみ景観賞の開催 ・講演会の開催 | 計画どおり | 65 | 景観賞 H4 百景ツアー H21 | | <p>①【効果的な周知・啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつつのみや百景ツアーを通じ、直接景観を感じる機会をつくることにより、景観に対する意識の高揚を図ることができた。 ・パネルの展示や出前講座についても適宜開催し、市民協働による景観づくりへの啓発活動を行うことができた。 <p>②【事業の充実と効果的な啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後はより多くの市民に景観に対する意識啓発を図るため、関係団体との連携により、ツアー内容の充実を図るなど、啓発事業の充実・強化に取り組む。 ・令和元年度まちなみ景観賞開催に向け、SNSなどの積極的な活用による、幅広い層(若年層)への周知を行うとともに、関係団体などと連携・協力しながら、事業の充実を図る。 | 改善 |
| 身近な生活圏の公園整備事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成 | | 地域のコミュニティ形成などの拠点となる、緑と憩いの場の整備 | 市民と市外からの来訪者 | 公園整備 | 計画どおり | 5,444 | H16 | | <p>①【身近な生活圏の公園整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、地元要望があった子ども遊具や健康遊具について、当該年度分は計画通り設置することができた。しかし、四阿(あずまや)や遊具の増設など地元要望が後を絶たないことから計画的に進めていく必要がある。 <p>②【地域ニーズを反映させた公園整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の進捗に合わせた公園整備について、ワークショップを実施し地域ニーズを的確に捉え、地域の特性に応じた個性ある公園整備に取り組む。また、地元要望の四阿や遊具増設などは、必要性や優先度などを整理しながら、計画的な整備に取り組む。 | |
| 公園施設改修事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成 | | 市民が安心して利用しやすい公園とするため、遊具の改築 | 市民と市外からの来訪者 | 遊具の改築更新 | 計画どおり | 133,921 | H24 | | <p>①【遊具の改築更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、平成30年4月施行された遊具の定期点検の法令化を受け、安全点検の結果に基づき、更新する遊具の優先順位を整理し、公園施設長寿命化計画の見直しを図り、優先度の高い32公園に設置されている遊具の更新を実施した。 ・また、公園施設長寿命化対策支援事業に対する国庫補助金の交付期間が令和元年度までとなっていることから、特定財源の確保に向けて、交付期間を延伸する必要がある。 <p>②【公園施設長寿命化計画の更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度以降も着実に遊具の更新を推進するため、県などの関係機関と協議調整を図りながら、交付期間の延伸や事業費の精査を実施し、計画的に財源の確保に取り組む。 ・毎年度の安全点検を行いながら、公園施設長寿命化計画の更新を図る。 | |
| 宇都宮市公園愛護会支援事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成 | | 公園愛護会の新設・育成支援 | 公園愛護活動に参加する地域団体(自治会・子ども会などの任意団体) | 公園愛護会の新設・育成に係る補助金の交付 | 計画どおり | 4,025 | S51 | | <p>①【公園適切な維持管理を実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、315公園において182愛護会が適切な維持管理を実現することができた。 ・しかしながら、対象公園や愛護会の数は減少傾向であった。 <p>②【愛護会の新設及び育成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、地域コミュニティの形成につながるよう、公園愛護会の新設及び育成支援を継続する。 ・また、愛護会活動の活性化を図るため、人材の育成を目指し、愛護会の能力や意欲に合わせた活動メニューなど新たな活動支援策を検討していく。 | |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------------|-------|--------------------------|--|--------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|-----------|-----------|-----|--|--|
| 宇都宮大学東南部第1 土地区画整理事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。 | ・事業計画区域 ・関係権利者及び市民 | ・道路整備 ・宅地造成 | 計画 どおり | 710,951 | H11 | | <p>①【道路整備及び宅地造成の推進】 平成30年度は、国庫補助事業を積極的に活用しながら、建物移転や道路整備などの公共施設整備を行い、基盤整備が推進した。</p> <p>②【計画的・効果的な公共施設の整備】 本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、関係権利者の合意形成を図りながら、建物移転を円滑に進め、公共施設整備等を計画的かつ効率的に実施し、早期の事業完了に向けて着実に事業を推進する。</p> |
| 宇都宮大学東南部第2 土地区画整理事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。 | ・事業計画区域 ・関係権利者及び市民 | ・道路整備 ・宅地造成 | 計画 どおり | 2,134,571 | H19 | | <p>①【道路整備及び宅地造成の推進】 平成30年度は、国庫補助事業を積極的に活用しながら、建物移転や道路整備などの公共施設整備を行い、基盤整備が推進した。</p> <p>②【計画的・効果的な公共施設の整備】 ・本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、関係権利者の合意形成を図りながら、住宅密集地における建物移転を円滑に進め、公共施設整備等を計画的かつ効率的に推進する。 ・都市計画道路「産業通り」を開通することにより、地区内の土地利用の促進に加え、道路ネットワークの形成による防災性の強化や交通利便性の向上など、様々な効果が期待できることから、早期の供用開始に向け重点的に整備を進めていく。</p> |
| 宇都宮鶴田第2 土地区画整理事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。 | ・事業計画区域 ・関係権利者及び市民 | ・道路整備 ・宅地造成 | 計画 どおり | 932,114 | H11 | | <p>①【道路整備及び宅地造成の推進】 平成30年度は、国庫補助事業を積極的に活用しながら、建物移転や道路整備などの公共施設整備を行い、基盤整備が推進した。</p> <p>②【計画的・効果的な公共施設の整備】 本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、関係権利者の合意形成を図りながら、建物移転を円滑に進め、公共施設整備等を計画的かつ効率的に実施し、早期の事業完了に向けて着実に事業を推進する。</p> |
| 小幡・清住 土地区画整理事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。 | ・事業計画区域 ・関係権利者及び市民 | ・事業用地取得 ・建物移転に向けた理解 促進事業(説明会) | 計画 どおり | 697,929 | H25 | | <p>①【事業用地の先行買収と、理解促進事業の推進】 平成30年度は、国庫補助事業を積極的に活用しながら、事業用地の取得完了を目指すとともに、建物移転の実施に向けた住民説明会を開催し、権利者のより一層の理解促進を図ることができた。</p> <p>②【都心環状線の早期開通に向けた取組み】 当地区は密集市街地であるため、建物移転を行うにあたっては、今後も説明会などの理解促進事業を活用し、地区や居住者の実情を考慮しながら移転方法について理解を得いくとともに迅速な仮換地の指定に努め、地域の安全性を確保するための基盤整備や「都心環状線」の早期開通に向け計画的かつ効率的に取り組んでいく。</p> |
| 岡本駅西 土地区画整理事業 | VI-20 | 地域特性に応じた安全で 快適な市街地の形成 | | 防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。 | ・事業計画区域 ・関係権利者及び市民 | ・道路整備 ・宅地造成 | 計画 どおり | 872,556 | H6 | | <p>①【道路整備及び宅地造成の推進】 平成30年度は、国庫補助事業を積極的に活用しながら、建物移転や道路整備など公共施設整備を行い、基盤整備が推進した。</p> <p>②【計画的・効果的な公共施設の整備】 ・本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、関係権利者の合意形成を図りながら建物移転を円滑に進め、公共施設整備等を計画的かつ効率的に推進する。 ・都市計画道路「駅西線」をはじめとする都市計画道路4路線は、本市北東部の地域拠点を形成する上で重要な幹線街路であり、交通結節点である岡本駅へのアクセス性の向上を図るため、早期供用開始に向けて整備を進めていく。</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|----------------|-------------------------------------|------|---|-------------------------|--|-------|---------|-----|--|---|
| JR宇都宮駅西口周辺地区の整備 | VI-20 VI-22 | 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 公共交通ネットワークの充実 | 好循環P | 宇都宮の玄関口としてふさわしい都市機能の集積を図るとともに、鉄道やLRT、バスなどの交通手段が連携した誰もが利用しやすい交通環境を創出する | 駅利用者を含む市民、来訪者及び関係権利者 | ・駅前広場の再整備と駅周辺のまちづくりを一体的に検討 ・地元まちづくり活動の支援等 | 計画どおり | 8,878 | H19 | | <p>①【整備計画案の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は、JR宇都宮駅周辺地区の整備基本計画の策定に向けて、駅前広場や周辺道路の交通実態を把握する調査を実施した。 交通実態調査を実施したことで、駅前広場に求められる交通基盤施設の規模や配置等について検討を行い、課題を確認することができた。 地元権利者へのまちづくり活動支援により、事業への機運醸成につながる取組ができた。 <p>②【整備計画策定に向けた検討及び関係者との協議・調整】</p> <p>今後は、交通実態調査によって抽出した課題やLRTの駅横断ルートを踏まえ、駅西口周辺地区における具体的なLRTの導入ルートや停留場の配置などについて、乗り継ぎ利便性や周辺道路の交通処理、周辺まちづくりへの影響等の観点から検討を行う。引き続き、駅西口周辺地区整備に向けて、地元まちづくり協議会との連携や駅西側へのLRT計画やバス路線の再編計画との整合を図りながら取り組んでいく。</p> |
| 岡本駅周辺整備事業 | VI-20 VI-22 | 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 公共交通ネットワークの充実 | | 地域拠点の形成及び交通結節機能の充実 | ・岡本駅周辺、北東部地域住民及び駅利用者 | ・岡本駅東西自由通路・橋上駅舎や駅前広場等の整備の推進 | 計画どおり | 210,725 | H21 | | <p>①【岡本駅東口駅前広場の供用開始】</p> <p>平成30年度は、東口駅前広場において、整備工事や用地取得を行い、供用開始することができた。</p> <p>②【岡本駅周辺整備事業の完了に向けた整備】</p> <p>駅周辺の無電柱化を行うため、電線管理者(東京電力、NTT)と調整を図りながら計画的に入線・抜柱を行い、最終的な舗装工事等を実施し、事業を完了させる。</p> |
| 河川環境基金事業 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 河川環境保全意識の普及啓発 | ・市内全域の市民 | 基金を利用した市民参加イベントの実施 イベント補助金の交付 | 計画どおり | 356 | H3 | | <p>①【河川環境基金を活用したイベントの充実による普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 川の日グリーン作戦イベントにおいて、様々な広報媒体の活用により、多くの参加者に対し河川環境保全意識の普及啓発を行った。 河川愛護会の3グループがイベント補助金を活用し河川の大切さを学べるイベントを開催し、河川環境保全意識の普及啓発を行った。 引き続き、イベントを通した河川環境保全意識の普及啓発を行う必要がある。 <p>②【河川環境基金を活用したイベント参加者の増加】</p> <p>今後も、様々な広報媒体を有効に活用しながら、川の日グリーン作戦のイベントを開催していくとともに、河川愛護会に対しイベント補助金を交付をするなどの支援を行うことで、市民に対し河川環境保全意識の向上を図っていく。</p> |
| 河川愛護活動事業補助金 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 河川愛護活動の推進 | ・宇都宮市河川愛護会に所属する河川愛護グループ | ・河川愛護活動への支援 ・会報の発行 ・意見交換会の実施 | 計画どおり | 2,363 | S45 | | <p>①【河川愛護活動への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川愛護会への活動支援として、意見交換会による情報交換などや、河川PR展等での愛護活動のPRを行い、新規の河川愛護会が2グループ設立された。 メンバーの高齢化による廃止が1グループあり、高齢化への対策が必要となる。 <p>②【河川愛護会活動の活性化の推進】</p> <p>今後も河川愛護会のメンバーの若返りを図り、活動が活性化するよう、総会、意見交換会による情報交換、また、河川PR展等での愛護会活動のPRなどを行い、河川愛護活動を支援していく。</p> |

| | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------|-----------|--|-------------------------|---|--|-------|---------|-----------|--|
| 里山・樹林地の保全・整備 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 都市緑地の適切な維持管理と保全・活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地：約59.0ha 戸祭山緑地：約26.0ha 鶴田沼緑地：約30.9ha 上戸祭緑地：約2.1ha | <ul style="list-style-type: none"> ・公有地化した緑地の適切な維持管理 ・先行取得用地の買戻し ・用地新規取得 ・緑地整備 | 計画どおり | 366,493 | H元 | <p>①【都市緑地の適切な管理及び緑地内散策路の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)グリーントラストらつのみやと連携し、計画的でかつ効果的な維持管理を行い、都市緑地の保全に取り組んだ。 ・自然環境や貴重な生物に配慮しながら、緑地内の利便性を向上するため散策路等の整備を行った。 <p>②【都市緑地の適切な管理及び利便性向上のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地として公有地化したまとまりのある緑を良好な樹林地として保全していくため、適宜、(公財)グリーントラストらつのみやと連携しながら、各樹林地の特性を踏まえた管理方法により、効果的で適切な維持管理を行っていく。 ・都市緑地を市民が身近に親しめる緑として活用していけるよう、計画的な用地取得を進めていくとともに、自然環境や貴重な生物に配慮しながら、広く保全・活用につながるような整備を行っていく。 |
| とちぎの元気な森づくり市町村交付事業 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 緑地保全と緑化の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内で森づくり等を目的に活動する団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象に実施する。緑地保全・緑化普及啓発を目的とした森づくり活動事業に対する助成 | 計画どおり | 340 | H20 | <p>①【交付事業を活用した普及啓発の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の広報・周知に努め、緑地保全等に係る活動を市内で精力的に行っている団体を対象に本事業を実施することで、緑地保全・緑化の普及啓発の促進を図ることができたが、本助成制度をより効果的に、広く活用してもらえるような検討が必要である。 <p>②【交付金を活用した効果的な普及啓発の促進・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森づくりに関する活動を目的とする団体が、交付金を活用し、みどり豊かな環境を将来に引き継いでいくために緑地の保全や市民に対する緑化の普及啓発を図ることができるよう、該当団体の募集を行い、効果的な支援となるよう取り組んでいく。 |
| 都市緑化の推進 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 都市緑化の普及啓発と市民協働による緑空間の創出 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者 ・民有地、公有地、公共公益施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・行政の協働による花いっぱいのもちづくりの促進 | 計画どおり | 4,402 | S60 | <p>①【取組手法の見直しによる事業内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生・住宅新築記念樹の引換数や地域緑化花苗の配布数の増加に向け、記念樹の種類やPR方法の見直しを行ったことにより、市民サービスの向上を図ることができ、地域緑化花苗配布の申請団体増加につながった。 ・修景効果の高いハンギングバスケットの活用や、専門家、市内の高校生、緑化ボランティアと連携し、ディスティネーションキャンペーンの期間中に実施した駅前緑化等の取組により、より華やかな緑空間を創出することができた。また、新たに公共的な施設(銀行等)に働きかけを行い、高校生との協働によるプランターやまちなか花壇の新規設置箇所が増加した。 <p>②【市民・高校生・緑化ボランティアと連携した効果的な緑化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化に対する市民意識の高揚と市民主体による効果的な緑化活動を促進していくため、各種緑化事業がより効果的で効率的な事業となるよう検討を行い、更なる市民サービスの向上に取り組む。 ・中心市街地の魅力づくりや賑わいづくりとなる緑化活動を推進するため、市民・高校生・緑化ボランティア・専門家と連携するとともに、CSR活動に取り組んでいる企業との連携等についても検討していく。 ・JR宇都宮駅周辺の緑化については、令和4年に行われる国民体育大会(いちご一会とちぎ国体)等を見据えて、来訪者を意識した緑空間の創出に努める。 |
| 緑化推進及び緑地保全団体への支援 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 市民協働による都市緑化の促進と緑地の保全・活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会 ・公益財団法人グリーントラストらつのみや | <ul style="list-style-type: none"> ・花と緑の普及啓発を目的とする団体及び緑豊かなまちづくりを目的とする公益財団への活動費補助 | 計画どおり | 9,308 | H13 H3 | <p>①【市民主体の緑化事業の推進及び財団と連携した緑地の保全・活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員が地域に密着した形で自主的に緑化活動を行っており、市民主体で効率的に市内全域の緑化を推進するとともに、会員数の増加を図ることができた。 ・財団と連携し、戸祭山緑地等の公有地の保全や活用に取り組んだ。また、出資法人として、適切な運営が行えるよう、支援や情報提供に取り組んだ。 <p>②【充実した事業運営等のための支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの市民が自然の大切さを理解し、緑を保全する活動や緑化を推進する活動に参画できるよう、戸祭山緑地等の公有地の保全や活用、各種緑化推進事業において緊密に連携しながら取り組むとともに、適切な団体運営や充実した事業運営が行えるよう、更なる自主財源の確保をはじめとした必要な支援や情報提供に取り組む。 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-------|-----------------|--|------------------|---|------------------------------|-------|--------|-----|--|--|----|
| 宇都宮市花と緑のフェスティバルうつのみや交付金 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 緑化の普及啓発と緑化意識の高揚 | ・宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会 | ・「花と緑のフェスティバル」を実施するための交付金を交付 | 計画どおり | 2,090 | H14 | | <p>①【自主財源の確保及び事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、出店については、宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会の会員に限定していたが、会員以外についても有料での出展ができるよう見直し、新たな自主財源を確保するとともに、出展団体数も増え、事業の充実を図ることができた。 また、関係業者等に企業協賛金への協力について呼びかけを行い、新たな自主財源を確保することができた。(H30協賛金:21件) <p>②【花と緑のまちづくり推進協議会との連携によるPRの強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑化ボランティアや市内の高校等の協力を得て、市民主体でフェスティバルの実施に取り組み、市民により身近な形で花と緑の大切さや緑化活動に関わるきっかけを提供することができるよう、引き続き、協議会との連携に努めるとともに、PRの強化に取り組む。 | |
| 緑化の普及啓発 | VI-21 | 水と緑の保全・創出 | | 市民の身近な緑化に関する普及啓発 | ・市民 | ・緑化の普及啓発のための各種緑化講習会の実施 | 計画どおり | 1,882 | S56 | | <p>①【緑化講習会の受講者人数増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種緑化事業ににあわせて緑化講習会のPRを行うことで、全ての緑化講習会で平成29年度より受講者数を増加することができた。 <p>②【新規受講者の獲得と継続受講者獲得に向けた取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度から新たに市民活動センターの生涯学習講座において各種緑化講習会のPRを行い、新規受講者増加に取り組むとともに、再受講希望につながるよう、内容の充実を図る。 | |
| 木造住宅耐震診断補助金 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくりの促進 | | 住宅の耐震化促進 | 昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅を所有する個人 | ・耐震診断等費用の一部補助 | 計画どおり | 1,176 | H18 | | <p>①【補助制度の拡充及びアクションプログラムの策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は、耐震化促進策として、木造住宅の耐震改修補助の拡充や耐震化の普及啓発の取組を規定した「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定・公表を行った。 <p>②【拡充した補助制度の活用・普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、補助の拡充を活用しながら、旧耐震基準の木造住宅が集中する地域を重点的に戸別訪問するなど、住宅の耐震化に向けて、ターゲットを絞った戸別訪問や関係団体との連携による周知活動など、効果的な普及啓発に取り組む。 | 拡大 |
| 木造住宅耐震改修補助金 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくりの促進 | | 住宅の耐震化促進 | 昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅を所有する個人 | ・耐震改修等費用の一部補助 | 計画どおり | 63,793 | H19 | | <p>①【補助制度の拡充及びアクションプログラムの策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は、耐震化促進策として、木造住宅の耐震改修補助の拡充や耐震化の普及啓発の取組を規定した「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定・公表を行った。 <p>②【拡充した補助制度の活用・普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は木造住宅耐震診断補助金と合わせた取組のほか、耐震診断により耐震化の必要性があるとされた改修未実施の住宅所有者に対して、フォローアップを継続的に実施する。 | 拡大 |
| 民間建築物アスベスト除去等補助金 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくりの促進 | | アスベストの適正処理促進 | 吹付けアスベストが施工されている民間建築物の所有者 | ・アスベスト除去等費用の一部補助 | 計画どおり | 2,000 | H21 | | <p>①【補助制度の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙やホームページ等への掲載によりアスベスト補助制度の周知に取り組んだ。 <p>②【補助制度の周知強化・普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、引き続き、市民の健康被害を未然に防止し、良好な生活環境を確保するため、アスベストに関する注意喚起や補助制度の広報を強化する。 また、建設リサイクル法に基づく届出時や定期パトロールなどの機会を活用するほか、建築関係団体による研修会において周知活動を行うなどの連携を強化し、更なる普及啓発の推進に取り組む。 | |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-------|------------------|------|-----------------------------|---|--------------------|--------|--------|-----|--|----|
| ようこそ宇都宮へ マイホーム取得支援事業補助金 | VI-21 | 安心して快適な住まいづくりの促進 | 好循環P | 拠点形成の促進 定住人口の獲得 | ・都市機能誘導区域等に定住しようとする世帯 ・住宅取得費の一部補助、制度的確な周知 ・住宅金融支援機構との連携事業(フラット35の金利優遇)の実施 | 計画以上 | 41,400 | H26 | | <p>①【ネットワーク型コンパクトシティの形成に資する居住促進策の展開】</p> <p>・平成30年度は、「人口ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる出生率の上昇や東京圏からの流入人口の増加等、本市の抱える課題の解決や、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」に掲げる拠点形成を促進するため、補助対象区域を「立地適正化計画」や「市街化調整区域の整備及び保全の方針」で定める本市の拠点区域等に拡大し、ネットワーク型コンパクトシティの形成に資する新たな居住促進策として展開したことにより、定住人口を399名増加させるなど、事業目的に大きな効果を上げることができた。</p> <p>・また、住宅金融支援機構との連携事業の協定を締結するなど、定住の促進に向けた更なる支援制度の拡充に向けて取組を進めている。</p> <p>②【事業の着実な定着と拡充】</p> <p>今後は、新施策の周知と効果検証を行いながら、令和元年度から補助対象区域を居住誘導区域へ拡大するとともに、女性活躍の推進につながるよう制度への拡充を検討する。</p> | 拡大 |
| 住宅改修補助事業 | VI-21 | 安心して快適な住まいづくりの促進 | | 既存住宅の活用促進 及び良質な住宅ストックの形成 | 自宅の機能・性能向上のために改修工事を行う市民 | 計画どおり | 28,860 | H24 | | <p>①【制度見直しによる既存住宅の更なる活用促進】</p> <p>平成30年度からは、「人口ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる出生率の上昇などの課題等に対応するため、補助対象工事に、多世代同居や多子世帯対応のための改修工事及び空き部屋の地域活用に向けた改修工事を追加し、更なる活用促を図った。</p> <p>②【良質な住宅ストックの形成に向けた支援】</p> <p>今後は、既存住宅の性能・機能を向上させることによる、良質な住宅ストックの形成に向けて、事業の着実な推進に努めていく。</p> | |
| 市営住宅整備事業 | VI-21 | 安心して快適な住まいづくりの促進 | 好循環P | 住宅セーフティネット 機能の向上 | 老朽化した市営住宅 | 計画的な修繕工事の実施 | 計画どおり | 81,782 | | <p>①【住宅セーフティネットの機能向上に向けた取組の推進】</p> <p>・平成30年度は、適切な整備工事の実施による住宅ストックの機能向上及び長寿命化に向け、市営住宅ストックの整備、修繕を実施した。</p> <p>・また、宝木市営住宅については、借地の解消に向けた一部用地の取得を行うとともに、宝木団地再生基本計画に基づき、老朽住棟入居者の住居移転を実施した。</p> <p>②【宝木市営住宅団地再生事業の着実な推進】</p> <p>今後も、市営住宅ストックの適切な整備工事の実施による住宅ストックの機能向上及び長寿命化を図るとともに、宝木団地再生事業についても、用地取得、入居者の住居移転を着実に進めていく。</p> | |
| ようこそ宇都宮へ フレッシュマン・若年夫婦子育て世帯等家賃補助金 | VI-21 | 安心して快適な住まいづくりの促進 | 好循環P | 拠点形成の促進 都市活力の源泉となる人口の獲得 | 都市機能誘導区域等に転入する若年夫婦世帯、子育て世帯、新卒採用者、結婚を希望する女性 | 家賃の一部補助 制度的確な周知 | 計画どおり | 640 | H17 | <p>①【ネットワーク型コンパクトシティの形成に資する居住促進策の展開】</p> <p>平成30年度は、「人口ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる出生率の上昇や東京圏からの流入人口の増加等、本市の抱える課題を解決するため、補助対象者に新卒採用者、結婚を希望する女性を追加するとともに、補助対象区域を「立地適正化計画」で定める都市機能誘導区域等に拡大し、ネットワーク型コンパクトシティの形成に資する新たな居住促進策として展開した。</p> <p>②【補助対象区域の更なる拡充】</p> <p>令和元年度は補助対象区域を居住誘導区域へ拡大し、企業立地促進補助など各施策と連携した効果的なPRを実施しながら、制度の利用促進を図るとともに、新施策の効果検証を行いながら、事業を着実に進めていく。</p> | 拡大 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------|------------------------------|----------|----------------------------------|------------------|---|-------|--------|-----|--|---|----|
| 地域優良賃貸住宅供給促進事業 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくりの促進 | | 良質な住宅ストックの形成 | 地域優良賃貸住宅を供給する事業者 | 家賃の一部補助 | 計画どおり | 11,709 | H8 | | <p>①【居住の安定に向けた良質な民間賃貸住宅の提供】 子育て世帯や高齢者世帯などに対する良質な民間賃貸住宅の提供を通じ居住の安定を図るため、家賃の一部補助を実施</p> <p>②【良質な住宅ストックの形成に向けた支援及びネットワーク型コンパクトシティの形成に資する居住促進策の検討】 今後は、「人口ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる出生率の上昇や東京圏からの流入人口に寄与しながら、立地適正化計画の居住誘導エリアの設定を見据えた、ネットワーク型コンパクトシティの形成に資する居住促進策としての活用についても検討する。</p> | 改善 |
| 建築士による住宅相談事業 | VI-21 | 安心で快適な住まいづくりの促進 | | 住宅問題に対する市民の不安解消及び安心・良質な住まいづくりの推進 | 住宅に関する悩み事を抱える市民 | 一級建築士による住宅相談会の実施 | 計画どおり | 1 | H14 | | <p>①【住宅問題に対する不安解消に向けた相談支援の実施】 平成30年度は、住宅に関する市民の不安解消、良好な住環境の確保に向け、相談事業を実施した。利用者の満足度は高いが、事業を知らなかったとの意見もあることから、事業の周知が課題である。</p> <p>②【多様化する相談への適切な対応】 今後は、より一層の事業周知に向け、市民に対し各種広報活動を行い利用促進を図るとともに、多様化する相談への適切な対応ができるよう、住まいに関する総合的な窓口化を検討していく。</p> | |
| 都市交通戦略推進事業 | VI-22 | 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する | | 「宇都宮都市交通戦略」の効果的・効率的な推進 | 市民、交通事業者、行政 | ・第2次宇都宮都市交通戦略の策定 ・都市交通戦略に掲げた施策・事業等の進行管理 | 計画どおり | 10,620 | H21 | | <p>①【第2次宇都宮都市交通戦略の策定】 本市交通の現状や交通を取り巻く環境の変化、関連計画の策定状況等を踏まえ、目指す都市交通の将来像の実現に向けた施策・事業や目標指標などを盛り込んだ、今後10年間の交通施策の指針となる「第2次宇都宮都市交通戦略」を策定した。</p> <p>②【第2次宇都宮都市交通戦略に基づく各施策・事業の推進】 目指す都市交通の将来像の実現に向けて、「第2次宇都宮都市交通戦略」に掲げた各施策・事業の進捗状況等を確認しながら、効果的かつ効率的に都市交通戦略の推進を図るとともに、自動運転技術やMaaS等の普及に向けた国の動向など、状況の変化に的確に対応し、適宜、見直しを行う。</p> | |
| JR宇都宮駅東側におけるバス路線再編事業 | VI-22 | 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する | 好循環P戦略事業 | 駅東側における効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築 | 市民、交通事業者 | ・駅東側における「地域公共交通再編実施計画(素案)」の策定に向けた検討 ・バス路線の新たな運賃制度の導入に向けた検討 | 計画どおり | 7,370 | H27 | | <p>①【駅東側におけるバス路線再編の実施に向けた検討】 ・駅東側のバス路線再編の実施に向けて、「バス路線再編案(素案)」をもとに、地域住民や沿線企業と意見交換するとともに、バス事業者との協議・調整を行いながら、再編後のバス路線の運行経路や運行ダイヤ等について、具体的な検討を行った。 ・引き続き、バス路線再編に関する「地域公共交通再編実施計画」の策定に向けて、行政支援のあり方を含めたバス路線再編の詳細な内容について検討を進める必要がある。</p> <p>【新たな運賃制度の導入に向けた検討】 ・運賃負担の軽減や利用促進に資する「上限運賃制度」の導入に向けて、その導入による利用者数の変化や運賃収入への影響額の試算結果をもとに、バス事業者と協議・調整しながら具体的な制度内容や行政支援のあり方について検討を行った。 ・新たな運賃制度の導入に向けて、引き続き、上限運賃制度の詳細について検討を進めるとともに、バスの「乗り継ぎ割引制度」や「高校生などの通学定期券の購入に対する支援」について検討する必要がある。</p> <p>②【駅東側における「地域公共交通再編実施計画(素案)」の作成】 ・駅東側のバス路線再編の実施に向けて、引き続き、バス事業者との協議・調整しながら再編後のバス路線の運行内容の詳細について検討を進めるとともに、バス路線再編の円滑な実施や再編後のバス路線の維持・存続に向けた行政支援の制度内容について検討を進め、駅東側の「地域公共交通再編実施計画」の素案を取りまとめる。</p> <p>【新たな運賃制度の確立】 ・利用者の運賃負担の軽減や利用促進に向けて、引き続き、上限運賃制度や乗り継ぎ割引制度などの具体的な制度内容と、その導入による利用者数や運賃収入への効果・影響を踏まえた行政支援のあり方について、バス事業者と協議・調整を行いながら検討を進め、新たな運賃制度を確立する。</p> | |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------|------------------------------|--------------|--------------------------------|--|--|-----------|---------|-----|----------------------|---|
| JR宇都宮駅西側におけるバス路線再編事業 | VI-22 | 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する | 好循環P 戦略事業 | 駅西側における効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築 | 市民、交通事業者 | ・駅西側における「バス路線再編案(素案)」の作成に向けた検討 | 計画 どおり | 5,698 | H28 | 独自性 先駆的 トップクラス | ①【駅西側における「将来の公共交通ネットワークイメージ」の具体化に向けた検討】 ・駅西側の「将来の公共交通ネットワークイメージ」の具体化に向けて、バス路線再編について地域住民と意見交換するとともに、各地域の特性や現状の運行サービスなどから課題を整理し、再編後のバス路線の運行経路等についての検討を行った。 ・駅西側の「バス路線再編案(素案)」の策定に向けて、引き続き、再編後のバス路線の運行経路や運行本数などについて、バス事業者と協議・調整しながら検討を進める必要がある。 ②【駅西側における「バス路線再編案(素案)」の作成】 ・駅西側の「将来の公共交通ネットワークのイメージ」の具体化に向けて、バス事業者と協議・調整しながら再編後のバス路線の運行経路や運行本数の検討を行い、駅西側の「バス路線再編案(素案)」を取りまとめる。 |
| 生活バス路線維持事業 | VI-22 | 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する | | バス路線の維持・存続 | 市内でバス路線を運行する乗合バス事業者 | 赤字のバス路線の運行に対する補助 | 計画 どおり | 52,572 | H14 | | ①【国・県協調補助の実施】 市内162路線のうち、46路線に対して、国・県と協調しながら、赤字のバス路線の運行に対する補助を行った。 ②【国・県協調補助の継続及び市単独補助制度の見直し】 ・市民生活の足を確保するため、引き続き国・県と協調しながら、赤字のバス路線の運行に対する補助を行う。 ・公共交通ネットワークの充実に向けたバス路線再編の実施や新たな運賃制度の導入を見据え、生活バス路線の維持・充実や利用促進に向けてより効果的な支援が行えるよう、バス事業者等と協議・調整を行いながら、市単独補助制度の見直しに取り組む。 |
| 上河内地域路線バス運行事業 | VI-22 | 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する | | 上河内地区における通勤・通学など日常生活の移動手段の確保 | 上河内地区の住民 | 上河内地域路線バスの運行 | 計画 どおり | 18,715 | H13 | | ①【運行に対する支援及び一般路線化に向けた検討】 上河内地域路線バスの持続的な運行のため、引き続き、市が主体となって当該路線を運行するとともに、公共交通ネットワーク全体の利便性・効率性の向上を図るため、当該路線の一般路線化に向け、利用者が少ない西小コースの利用状況や需要見込の分析を行った。 ②【一般路線化に向けた検討】 当該地区の小学生の通学手段である西小コース及び東小コースの代替手段を確保した上で、公共交通ネットワーク全体の利便性・効率性の向上を図るため、上河内地域路線バスの一般路線化に向けた検討を進めていく。 |
| 人にやさしいバス等導入促進事業 | VI-22 | 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する | | 公共交通のバリアフリー化の推進 | 市内の生活バス路線に人にやさしいバス(ノンステップバス)を導入する乗合バス事業者及びユニバーサルデザイン(UD)タクシー車両を導入する運行事業者 | ノンステップバス及びUDタクシー車両の購入費等に対する補助 | 計画 どおり | 14,040 | H9 | | ①【ノンステップバス・UDタクシー車両の導入促進】 ノンステップバスについては、導入率が路線バス全体の54.2%になるとともに、UDタクシー車両については、デマンド型の地域内交通を運行する郊外部13地区14路線のうち12地区13路線に導入され、導入率は運行車両全体の92.9%となった。 ②【ノンステップバス・UDタクシー車両の導入促進】 国・県と協調しながら、引き続き、ノンステップバスや地域内交通及びタクシー事業へのユニバーサルデザイン(UD)タクシー車両の導入を支援するとともに、地域内交通へのユニバーサルデザイン(UD)タクシー車両の更なる導入拡大に向けて、運行事業者に対し制度活用の働きかけを行う。 |
| 地域内交通運行支援事業 | VI-22 | 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する | 好循環P | 郊外部における日常生活の移動手段の確保 | 地域住民で組織する運営協議会 | ・郊外部における地域内交通の導入に向けた支援 ・地域内交通の初度開設費、運行経費、運営経費、利用促進費に対する補助 | 計画 どおり | 119,496 | H19 | 独自性 | ①【地域内交通の運行支援・利用促進】 ・郊外部13地区15路線で運行し、地域の実情に即した移動手段を確保(郊外部面積の約9.4%をカバー)している。 ・目標とする収支率の達成に向け、運行診断制度を活用しながら、継続的に地域内交通の利用促進や運行の効率化を図る必要がある。 ②【地域内交通の運行区域の拡大】 ・地域内交通の持続可能な運行に向けて、引き続き、運営協議会による地域内交通の運行を支援するとともに、専門家による運行診断を活用した運行状況の分析や利用促進策の実施に対する補助を行いながら、運行の効率化や利用促進を図る。 ・また、地区内の一部の区域で地域内交通を先行導入している清原・雀宮地区における運行区域の拡大に向けて、引き続き地域の実情に応じた支援を行う。 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------|------------------------------|--------------|---------------------|------------------------------|---|--------|-------|-----|---|
| 市街地における生活交通確保事業 | VI-22 | 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する | 好循環P | 市街地における日常生活の移動手段の確保 | 市街地における生活交通の導入に向けた住民検討組織等 | 市街地における生活交通の導入に向けた支援 | 計画どおり | 0 | H26 | <p>①【生活交通確保に向けた地域の取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石井地区においては、検討組織を中心に、住民アンケート調査や運行診断の結果を踏まえた運行計画の検討を実施し、平成31年度の試験運行に向けた取組を進めた。 ・峰地区や11月に検討組織を設置した陽東地区において生活交通確保に向けた検討を行うとともに、明保地区や細谷・上戸祭地区にて勉強会を開催した。 <p>②【生活交通確保に向けた地域の取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における生活交通の導入に向けて、石井地区における試験運行開始に向けた地域の取組を積極的に支援するとともに、引き続き、峰地区や明保地区など、検討意向のある地区において、「市街地における生活交通確保ガイドライン」に基づき、生活交通確保に関する勉強会や情報提供、アンケート調査など、地域の実情や意向に応じた支援を行う。 |
| 公共交通利用環境整備促進事業 | VI-22 | 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する | | 公共交通利用者の利便性の向上 | 市内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者、企業、団体等 | バスの利用環境整備に対する補助 | 計画どおり | 1,189 | H15 | <p>①【バス事業者等による利用環境整備の促進・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス事業者によるバス停3ヶ所への上屋の整備を支援することで、バスの利便性向上が図られた。 <p>②【バス事業者等による利用環境整備の促進・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通利用者の利便性向上を図るため、引き続き、バス事業者や企業・団体等との適切な役割分担のもと、利用者数の多いバス停やバスと地域内交通との乗継ぎポイントとなるバス停などにおける上屋やベンチ、バス接近表示機の整備を支援する。 |
| 交通ICカード導入支援事業 | VI-22 | 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する | 好循環P 戦略事業 | 公共交通の利便性の向上、定時性の確保 | 交通事業者 | バス事業者2社及びLRTなどで共通して利用できる交通ICカードの導入支援 | 計画より遅れ | 0 | H25 | <p>①【交通ICカードの導入に向けた検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスやLRTなどで共通して利用できる交通ICカードの導入に向けて、これまで、地域独自カードの導入と全国相互利用カードの片利用を基本に検討してきたが、H30年9月にJR東日本などから地域連携ICカードの開発について公表されたことから、本市におけるメリット・デメリットを含め、その導入について、交通事業者などの関係機関とともに検討を進めている。 ・交通ICカードの導入の導入に向けて、地域連携ICカードを含む導入手法を決定するとともに、本市が取り組む地域独自サービスの内容について検討を進める必要がある。 <p>②【交通ICカードの導入支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスやLRTなどの乗降時間の短縮や乗り継ぎの円滑化など、公共交通の利便性の向上に向けて、地域連携ICカードを含む交通ICカードの導入手法について、交通事業者等の関係機関と協議・調整しながら決定するとともに、本市が取り組む地域独自サービスの制度内容について検討を進め、システム開発などの交通事業者における取組を支援する。 |
| | | | | | 市民、バス事業者 | ・公共交通ネットワークの充実やライフステージの変化等の機会を捉えた利用促進策の実施 | 計画どおり | 778 | H24 | <p>①【様々な人を対象とした公共交通利用促進策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス路線マップを作成して転入者等へ配布するとともに、小学2年生を対象とした「バスの乗り方教室」の開催や新成人を対象とした「公共交通利用のパンフレット」の配布、本市職員を対象とした「エコ通勤ガイド」の配布などにより、公共交通利用への意識転換を図った。 <p>②【多様な機会を捉えた公共交通利用促進策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度に自動車へ依存した社会から、自動車と公共交通などを適切に使い分けする社会への転換に向けて、引き続き、バス路線マップを作成し、転入者へ配布するとともに、学校等と連携してバスの乗り方教室を開催するなど、多様な機会を捉えた実効性のある取組を推進する。 |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|-------|------------------------------|----------|--------------------|------------------|---|-------|-------------------|-----|---|
| 公共交通利用促進事業 | VI-22 | 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する | | バス路線の充実及び公共交通の利用促進 | 市民、バス事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・新設社会実験実施路線からバス事業者の自主運行へ移行したバス路線の運行費用に対する補助 ・運行実験を行うバス路線の運行費用に対する補助 ・幹線バスと地域内交通との連携強化策の実施 | 計画どおり | 11,345 | H24 | <p>①【今宮線の運行計画の見直し】</p> <p>平成30年4月から利用実態を踏まえた運行ルートの見直し、路線延長、バス停留所の増設を行った結果、短距離輸送の利用者が増えたことで当初の見込みよりも運賃収入が減少したものの、利用圏域の拡大による利用者数の増加や公共交通空白地域の改善が図られた。</p> <p>【篠井ニュータウン線の運行支援】</p> <p>延伸路線の利用状況や篠井ニュータウン分譲地の販売状況の把握に努めながら、篠井ニュータウン線への運行経費の補助を行った。</p> <p>【バスと地域内交通の乗り継ぎポイントの整備】</p> <p>豊郷地区の乗継ポイント(済生会病院バス停)における待合環境の整備についてバス事業者との調整を進め、平成31年度にバス接近表示機を整備することとなった。</p> <p>②【今宮線の利用促進】</p> <p>バス事業者の自主運行へ移行した「今宮線」について、平成30年10月に栃木県生活バス路線指定(県単補助路線)を受けたことから、他の赤字バス路線と同じ枠組みにおける持続的な運行に向け、バス事業者が主体となった利用促進策の実施を促す。</p> <p>【篠井ニュータウン線の効果検証・見直し】</p> <p>運行実験を行う「篠井ニュータウン線」について、持続的な運行に向けて、引き続き、バス事業者による運行を支援するとともに、バス利用者や地域住民のニーズの把握や篠井ニュータウン分譲地の販売促進を含めた運行実験の効果等を定期的に確認し、必要に応じて運行計画の見直しを行う。</p> <p>【バスと地域内交通の乗り継ぎポイントの整備】</p> <p>幹線バスと地域内交通の連携強化を図るため、乗継ぎポイントにおける快適な待合環境の整備や乗継ぎ割引などの運賃負担軽減策の導入など、バスと地域内交通との乗継ぎ利便性の向上に取り組む。</p> |
| 県央地域公共交通利活用促進協議会 | VI-22 | 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する | | 県央地域における公共交通の利用促進 | 県央地域公共交通利活用促進協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・協議会事務局としての活動 ・協議会活動に要する費用の一部負担 | 計画どおり | 500 | H17 | <p>①【県央地域における公共交通利用促進】</p> <p>広域的な公共交通の利用促進を図るため、アフターDC(デスティネーションキャンペーン)などを見据えながら、平成29年度に引き続き、公共交通で巡る県央地域のモニターツアーを実施した。この成果等に基づき、「ちよい旅とちぎ県央地域」パンフレットのリニューアルや協議会のホームページの内容の充実を図り、情報発信やPRに努めた。また、県央地域における学校モビリティマネジメント(バスの乗り方教室)などの取組を行った。</p> <p>②【広域的な公共交通の利用促進・利便性向上に向けた検討】</p> <p>引き続き、広域的な公共交通の利用促進や意識啓発を図るため、学校モビリティマネジメント(バスの乗り方教室)や利用促進策の検討ワークショップを行う。また、LRTの整備やバス路線再編を見据えながら、交通ICカード導入など、広域的な公共交通の利活用について意見交換を行い、各市町で連携できる事業については、共同で取り組んでいく。</p> |
| LRT整備の推進 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | 好循環P戦略事業 | JR宇都宮駅東側のLRTの整備 | 市民、沿線関係者、企業 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR宇都宮駅東側のLRT整備 ・市民理解の促進 | 計画どおり | 4,009,696 (見込) | H6 | <p>①【整備工事等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年6月に整備工事に着手したところであり、LRTの開業に向け、整備工事等を進めた。 ・LRT車両については、専門の検討組織での意見等を踏まえながら、車両設計を進めるとともに、市民アンケートを経て車両デザインを決定した。 ・「幅広い情報発信」と「双方向の取組」を通じて、LRT事業に関する最新の情報を発信し、市民理解の促進に取り組んだ。 ・今後も計画的な整備工事等の推進と市民理解の促進を図る必要がある。 <p>②【計画的な整備工事等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後においても、計画的かつ効率的に整備工事等を進めていくとともに、LRT車両については、速やかに製造に着手する。 ・引き続き、「幅広い情報発信」や「双方向の取組」、停留場個性化の取組などの市民の「参加・体験型の取組」により市民理解の促進に取り組む。 |

| | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------|---------------|----------|-----------------------|--------------|-----------------------------------|-------|----------------|-----|---|
| JR宇都宮駅西側のLRT導入に向けた検討 | VI-22 | 公共交通ネットワークの充実 | 好循環P戦略事業 | JR宇都宮駅西側のLRTの導入 | 市民、沿線関係者、企業 | ・JR宇都宮駅西側のLRT導入に向けた検討 ・市民理解の促進 | 計画どおり | 27,756 (見込) | H13 | <p>①【道路空間再編や交通円滑化策などのLRT導入方策の検討、JR宇都宮駅横断部ルート の選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR宇都宮駅西側について、道路管理者等の関係機関との協議や地元商店街との意見交換を実施しながら、道路空間再編や交通円滑化策などのLRT導入方策について検討を行った。 ・JR宇都宮駅横断部について、専門の検討組織を活用し、駅ビル商業施設の北側を通るルートを最適な横断ルートとして選定した。 ・「幅広い情報発信」と「双方向の取組」を通じて、JR宇都宮駅西側へのLRT導入に向けた市民理解の促進に取り組んだ。 <p>②【事業化に向けた検討と市民理解の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR宇都宮駅横断部を含めた駅西側について、引き続き道路管理者等の関係機関との協議や地元商店街との意見交換を実施するとともに、専門の検討組織を活用し、まちづくり施策と連携を図りながら、事業化に向けた検討を進める。 ・引き続き、「幅広い情報発信」や「双方向の取組」、市民の「参加・体験型の取組」により、市民理解の促進に取り組む。 |
| 舗装改良事業 | VI-22 | 道路ネットワークの充実 | 好循環P | 道路環境の安全性と信頼性の確保 | 市民、道路利用者 | 計画的な舗装の修繕 | 計画どおり | 12,452 | H18 | <p>①【宇都宮市道路舗装修繕計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宇都宮市道路舗装修繕計画」を策定し公表するとともに、その計画に基づいた道路舗装の点検を実施するなど、安全・安心な道路通行の確保に向けた取組を行った。 ・引き続き、計画的な道路舗装の点検及び修繕を行っていく必要がある。 <p>②【継続的なメンテナンスサイクルの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は「宇都宮市道路舗装修繕計画」に基づき、道路特性に応じ、道路舗装の点検のほか、適時、適切な修繕を行うなど、点検・診断・措置・記録を繰り返す「メンテナンスサイクル」を着実に実施し、道路環境の安全性の確保に取り組む。 |
| サイクルステーションの充実 | VI-22 | 自転車利用環境の充実 | | 自転車の魅力発信 自転車の利活用促進 | 市民、自転車利用者 | 宮サイクルステーションの運営 | 計画どおり | 9,456 | H22 | <p>①【宮サイクルステーションの適切な運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者であるサイクルスポーツマネジメント(株)と連携を密にし適切な運営を行った。 ・平成22年の開設から平成28年ごろをピークに来館者数が減少傾向にあるため、利用者増につなげるための利用者ニーズの把握が必要である。 <p>②【利用者のニーズの反映による利用者増】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、「自転車のまち宇都宮」のさらなる推進のため、指定管理者と連携を図り、多様化するニーズを捉え、自転車の魅力を発信していくとともに、自主事業やイベントの充実を図ることにより利用者増に繋げていく。 |
| 幹線市道整備事業 | VI-22 | 2 道路ネットワークの充実 | | 幹線道路の整備 | 市民・地権者・道路利用者 | 道路整備・交差点改良・用地取得 | 計画どおり | 764,230 | - | <p>①【幹線市道の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線市道7路線の整備を実施し、安全性や道路交通機能の向上が図られた。 ・今後も、道路ネットワークの充実に向けた道路整備を計画的に進める必要がある。 <p>②【道路ネットワークの充実に向けた道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路ネットワークの充実に向けて、地域間道路交通の円滑化や利便性の向上などの観点から、引き続き、地域住民に対し丁寧な説明をしながら理解・協力を得て、計画的に事業を推進していく。 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|---------------|------|----------------------------------|--------------|---|-------|---------|-----|--------|--|
| プロジェクト関連整備事業 | VI-22 | 2 道路ネットワークの充実 | | 公共事業のプロジェクトの進捗に合わせた幹線道路及び生活道路の整備 | 市民・地権者・道路利用者 | 道路整備・交差点改良・用地取得 | 計画どおり | 407,325 | - | | <p>①【プロジェクト関連の道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の公共施設工事に関連した施設周辺の道路交通の円滑化に向け、プロジェクト関連の幹線道路9路線の整備を着実に推進した。 引き続き、プロジェクトの進捗に合わせた計画的な幹線道路整備が必要である。 <p>②【プロジェクトの進捗に合わせた幹線道路整備】</p> <p>交通の円滑化や高速道路の利便性向上による地域振興を図るため、プロジェクトの進捗に合わせ、事業の必要性などについて、地域住民の理解促進を図りながら、計画的に推進していく。</p> |
| 生活道路整備事業 | VI-22 | 2 道路ネットワークの充実 | | 生活道路の整備 | 市民・地権者・道路利用者 | 道路整備・交差点改良・用地取得 | 計画どおり | 201,371 | - | | <p>①【生活道路の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市道12路線の整備を実施し、市民に身近な道路の安全性や利便性の確保を図った。 引き続き、計画的な生活道路整備を推進する必要がある。 <p>②【市民生活に寄与する安全で快適な道路整備】</p> <p>生活道路整備に対する市民のニーズは依然として高いことから、通学路の安全対策や地域の交通事情、緊急性など、整備の必要性を見極め、引き続き、地域住民に対し丁寧な説明をしながら、理解・協力を得て、計画的に事業を推進していく。</p> |
| 都市計画道路整備事業 | VI-22 | 2 道路ネットワークの充実 | | 都市の骨格を形成する幹線道路の整備 | 市民・地権者・道路利用者 | 道路整備・交差点改良・用地取得 | 計画どおり | 212,074 | - | - | <p>①【都市計画道路の整備による道路交通の円滑化や安全性・利便性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路4路線において整備等を行い、都市間・地域間を結ぶ道路交通の円滑化や安全性・利便性の向上が図られた。 ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けた計画的な都市計画道路の整備を推進する必要がある。 <p>②【ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けた都市計画道路の整備】</p> <p>都市・地域間の道路交通機能の充実や、都市防災機能の向上を図るため、引き続き、地域住民に対し丁寧な説明をし、理解・協力を得ながら、計画的に事業を推進していく。</p> |
| 自転車走行環境整備事業 | VI-22 | 3 自転車利用環境の充実 | 好循環P | 自転車利用環境の整備 | 自転車利用者 | 道路整備・路面表示 | 計画どおり | 89,771 | H17 | トップクラス | <p>①【安全で快適な自転車走行空間の整備延伸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自転車のまち推進計画後期計画」に基づき、自転車走行空間や山田川サイクリングロードの整備を行い、整備地域における自転車利用環境の充実を図った。 引き続き、計画的な自転車走行環境の整備を推進する必要がある。 <p>②【計画的な自転車走行環境の整備】</p> <p>安全で快適な自転車走行環境の確保に向け、引き続き、国・県などと連携し、連続性を考慮した自転車走行空間やサイクリングロードの整備を計画的に推進していく。</p> |
| 自転車のまちづくり推進事業 | VI-22 | 3 自転車利用環境の充実 | 好循環P | 自転車の利用・活用の促進 | 自転車利用者 | 駐輪環境整備・自転車の駅の設置・広域的なサイクリングルートの設定・自転車通勤の促進 | 計画どおり | 1,412 | H15 | 独自性 | <p>①【自転車の利用環境向上及び自転車利用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「サイクル・アンド・バスライド用駐輪場」及び「自転車の駅」について、民間事業者の協力を得ながら、整備を進めた。 「宇都宮ブリッツェン」監修のもと、新たに南西版サイクリングルート（鹿沼市、栃木市方面）を設定したことにより、サイクリングルートの充実を図った。 自転車通勤促進に向け、民間企業への働きかけの一つとして出前講座を開催し、自転車利用のメリットなどを周知啓発した。 引き続き、官民一体となって各種施策事業を推進していく必要がある。 <p>②【官民一体となった取組の推進】</p> <p>「自転車のまち宇都宮」の実現に向け、更なる自転車の利用環境を向上させるため、自転車利用者のニーズを踏まえた各種施策事業を官民一体となって推進していく。</p> |

| | | | | | | | | | | |
|--------------|----------------|---------------------------------|--------------|--|-------------------------|------------------------------|-------|---------|-----|--|
| 道路バリアフリー推進事業 | VI-22 II-8 | 安心して暮らせる福祉基盤の充実 道路ネットワークの充実 | 好循環P 戦略事業 | ・高齢者や障がい者の安全性・快適性の向上 ・円滑な道路ネットワークの構築 | 市民、道路利用者 | ・点字ブロックの整備・修繕 ・横断歩道部の段差解消 | 計画どおり | 2,797 | H13 | <p>①【安全・安心な歩行空間の確保】 ・経年劣化により老朽化した点字ブロックの入れ替えや塗装などの修繕工事のほか、横断歩道部の段差解消などを行った。引き続き、子どもから高齢者、障がい者まで誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保に努める必要がある。</p> <p>②【計画的な道路バリアフリーの整備・修繕】 ・今後は、中心市街地における点字ブロック未整備箇所の計画的な整備を実施するとともに、既設点字ブロックの老朽化や破損など、状況に応じた修繕や再整備に取り組む。</p> |
| 橋りょう維持修繕事業 | VI-22 III-9 | 危機に対する体制・都市基盤の強化 道路ネットワークの充実 | 好循環P | 地域道路網のより高い安全性・信頼性向上、 円滑で機能的な道路ネットワークの構築 | 市民、道路利用者 | 橋りょうの耐震化・維持修繕 | 計画どおり | 173,992 | H13 | <p>①【橋りょうの耐震化・長寿命化の着実な推進】 ・橋りょうの定期点検を実施するほか、緊急輸送道路等の道路ネットワークにおける橋りょうの耐震化や長寿命化工事を着実に進めた。 ・引き続き、橋りょうの耐震化・長寿命化を着実に推進する必要がある。</p> <p>②【計画的な耐震化・維持修繕工事の実施】 ・緊急輸送道路等の道路ネットワークの計画的な耐震化を図るとともに、維持修繕については定期点検を着実にいき、「宇都宮市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの延命化対策を確実に実施していく。</p> |
| イベントの開催 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 上下水道事業全般のPR | 市民 | 各種イベントへの出展及びPRグッズの製作・配付 | 計画どおり | 679 | S34 | <p>①【他団体と連携したPR活動の実施】 「食育フェア」において、今年度から薬剤師会と連携することで、「水道水のおいしさ」だけでなく「安全性」についても効率的にPRすることができた。</p> <p>②【上下水道事業の積極的なPR】 今後も市民の参加者が多いイベント等で、「水道水のおいしさ」や「下水道の重要性」について、積極的な周知、啓発を図る。</p> |
| 広報紙の発行 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 上下水道事業等に関する周知・啓発 | 市民 | 上下水道事業に関する情報の提供 | 計画どおり | 12,994 | S62 | <p>①【写真やイラストの効果的な活用】 「読む広報紙」から「見る広報紙」として、写真やイラストを効果的に活用することで、上下水道事業の更なる理解促進を図った。</p> <p>②【事業等に関する周知・啓発】 引き続き写真やイラストを効果的に活用し、お客様に親しまれ、分かりやすく、読みやすい広報紙の作成を目指す。</p> |
| 上下水道お届けセミナー | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 小学生などに対する上下水道事業の理解促進 | 上下水道利用者で市内在住の団体及び小学校4年生 | 上下水道事業に関する出張セミナーの開催 | 計画どおり | 136 | H15 | <p>①【楽しく学べるセミナーの実施】 実験を交えた体験型セミナーや、プロスポーツ選手によるスペシャルトーク等を実施することで、親子そろって楽しみながら学ぶことができ、参加者から高い満足度を得た。</p> <p>②【幅広い市民に向けた事業の理解促進】 小学生をはじめ、幅広い世代の理解促進を図れるよう、セミナーの内容を工夫するとともに、市内の大学と連携するなど効果的に実施する。</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------|---------------|--|---------------------------------|--|------------------------------|-------|---------|-----|--|--|
| 宮の水サポーター | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 上下水道事業の理解促進と顧客ニーズの把握 | 市民 | 「宮の水サポーター」の募集 | 計画どおり | 22 | H29 | | <p>①【交流会開催による意見聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宮の水サポーター」との交流会により、日頃、お客様が上下水道事業に対して抱いているご意見を直接伺うことができた。 ・今後は、より多くの「宮の水サポーター」の参画機会を創出するため、上下水道事業に関する情報発信やイベント等の検討を行う必要がある。 <p>②【上下水道利用者のニーズの把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催やアンケート調査等の広報広聴活動と連携を図りながら、上下水道事業に対するお客様ニーズやお客様ごとの水道利用状況を把握する。 ・また、今後も「宮の水サポーター」の募集を継続して行い、より多くのお客様のご意見を聴取する。 |
| 合併処理浄化槽の設置促進 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 合併処理浄化槽の設置促進による、水環境の保全及び生活環境の向上 | 浄化槽整備区域の市民 | 浄化槽整備事業補助金の活用による合併処理浄化槽の設置促進 | 計画どおり | 145,995 | S63 | | <p>①【補助額の拡充等による設置替え件数の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から既存家屋における単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽への設置替えに対する補助額の拡充を行い、臨戸訪問等により積極的に補助制度を周知した結果、昨年度よりも大幅に設置替え件数が増加した。 <p>②【補助制度の効果的な周知による設置促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度から新たに宅内配管工事費用を補助対象に追加したことから、設置替えの必要な世帯に対し、臨戸訪問などにより補助制度を改めて周知し、合併処理浄化槽の早期整備完了に向け、更なる設置促進を図っていく。 |
| 排水処理施設の整備 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 排水処理施設の機能保全による、水環境の保全及び生活環境の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域下水・農業集落排水処理施設を利用している市民 ・平出・清原工業団地内立地企業 ・公共用水域 | 排水処理施設の計画的な整備工事の実施による機能保全 | 計画どおり | 162,259 | S52 | | <p>①【効果的・効率的な施設更新の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化している施設を安定的かつ持続的に稼働していくため、効果的で効率的な施設の改築更新が必要となっており、地域下水処理施設の現況を把握する機能診断調査を実施するとともに、工業団地排水処理施設の機能保全計画を策定した。 <p>②【計画的な整備工事の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、機能保全計画等に基づきながら、改築・更新・統廃合の時期や、費用の平準化などについてとりまとめた最適化計画を令和2年度に策定し、計画的に整備工事を実施していく。 |
| 水道未加入者の加入促進 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 水道料金収益の拡大 | 給水区域内の水道未加入者 | 戸別訪問等による加入勧奨 | 計画どおり | 88 | H13 | | <p>①【戸別訪問による加入促進の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事前説明の徹底や、広報活動の強化及び年間を通した戸別訪問を実施したことにより、第5次上下水道加入促進計画に定めた平成30年度の目標加入数(79戸)を達成することができた。(実績85戸) <p>②【継続した加入促進の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の取組が一定の成果を上げていることから、給水要望等による配水管整備によって、新たに給水可能となる対象者に確実に水道に加入してもらえよう、引き続き、戸別訪問による加入勧奨を行う。 |
| 下水道未接続者の接続促進 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 公衆衛生の向上及び下水道使用料収益の拡大 | 下水道整備区域内の下水道未接続者(建物所有者) | 戸別訪問等による接続指導 | 計画どおり | 240 | S40 | | <p>①【戸別訪問による接続指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事前説明の徹底や、広報活動の強化及び年間を通した戸別訪問を実施したことにより、第5次上下水道加入促進計画に定めた平成30年度の目標加入数(390戸)を達成することができた。(実績390戸) <p>②【継続した接続指導の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の取組が一定の成果を上げていることから、引き続き、広報紙やホームページなどで接続義務の周知を図るとともに、戸別訪問により早期接続を指導する。 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------|---------------|--|-----------------------|-----------------------|------------------------------|-------|---------|-----|--------|---|
| 水道料金等徴収業務 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 水道料金等収益の確保と料金負担の公平性遵守 | 上下水道利用者 | ・督促状の発布 ・訪問催告 ・給水停止 など | 計画どおり | 104,048 | T5 | トップクラス | <p>①【収納促進策の着実な実施】 「第2次水道料金等の収納率向上計画」(平成23年度～30年度)に基づき、未収金の発生防止・未収金の早期収納・滞納処分の強化を柱とした施策を着実に実施したことにより、高い収納率を維持できた。(水道料金全体収納率:98.1%, 下水道使用料全体収納率:97.4%)</p> <p>②【高い収納率の維持・向上】 平成30年度に策定した「上下水道料金等収納計画」(平成31年度～令和4年度)に基づき、未収金の発生防止、未収金の早期収納、滞納処分の強化、新たな収納対策の検討・研究を柱とした取組を進める。</p> |
| 受益者負担金賦課徴収事務 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 下水道事業建設費の財源確保 | 下水道受益者 | 下水道受益者への負担金の賦課・徴収 | 計画どおり | 5,916 | S45 | | <p>①【制度説明の実施及び継続した臨戸徴収の実施】 新規賦課対象者に対する徹底した工事前制度説明の実施や、過年度滞納者に対する臨戸徴収の実施により、「第2次水道料金等の収納率向上計画」に掲げた目標値(収納率95.9%)を達成することができた。(実績98.6%)</p> <p>②【戸別訪問による制度周知と厳格な徴収の徹底】 下水道整備対象者に対して、工事前の早い段階から戸別訪問による制度説明を行い、理解促進を図ることで未収金の発生を防止するとともに、休日・夜間の訪問催告や滞納処分を徹底し、受益者負担金収入の確保を図る。</p> |
| 開栓・休止受付業務 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | お客様情報の適正な管理 | 上下水道利用者 | 開栓・休止等の受付 | 計画どおり | 54,187 | T5 | | <p>①【開栓・休止等の受付及びインターネット受付に関するアンケート調査の実施】 電話、ファクスのほかインターネット受付等により、77,427件の開栓・休止等を適正に受け付けた。また、インターネット受付の操作性についてアンケート調査を行った結果、概ね良好であったが一部「入力項目が多い」などの意見もあり、引き続き、お客様のニーズの把握に努める。</p> <p>②【円滑かつ効率的な受付体制の整備】 開栓・休止等受付については、引き続き、お客様受付センターによる対応を中心に、適正な業務を実施するとともに、更なる窓口サービスの向上のため、お客様のニーズを踏まえた、より利便性の高いICTの活用など、効率的で円滑な受付体制の整備に努めていく。</p> |
| 使用水量検針業務 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 水道料金等の適正な算定 | 上下水道利用者 | 適正な使用水量の計量、認定 | 計画どおり | 175,142 | S4 | | <p>①【適正な使用水量の計量と新たな手法による事業改革の研究】 検針業務受託業者への指導・監督を適宜行い、適正に計量業務を実施するとともに、効率的な事業運営に取り組んでいくため、IoTを活用した業務の効率化について調査を実施した。</p> <p>②【検針業務の適正な実施と効率的な運営の研究】 引き続き、使用水量及び排水量の適正な計量・認定に努めるとともに、IoTを活用した業務の効率化について、コストや問題点及び活用方策などについて検討するなど、計量業務の効率的な運営について研究していく。</p> |
| 下水道施設の開設・増設 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 処理場・ポンプ場の整備 | ・公共下水道区域の市民 ・公共用水域 | 下水処理場及び中継ポンプ場の整備 | 計画どおり | 630,350 | S37 | | <p>①【施設整備による処理能力の増強】 河内水再生センター4系水処理施設を整備したことにより、同センターの下水処理能力を増強した。(整備前9,300m³/日⇒整備後12,400m³/日)</p> <p>②【下水道施設の計画的な新設・増設】 今後の処理区域の拡大や処理水量の増加に対応するため、施設の増設等を計画的に進めていく。</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|---------------|--|----------------|--------------------|--------------------------------|-------|-----------|-----|--|---|
| 管渠の維持管理 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 下水道施設の適正な維持管理 | ・下水道の利用者 ・公共用水域 | 管渠の調査、修繕、清掃の実施 | 計画どおり | 231,885 | S40 | | <p>①【安定処理の継続】 管渠の浸入水調査や止水工事、清掃などの適正な維持管理を実施したことにより、下水の安定処理を行うことができた。</p> <p>②【管渠等の効率的な修繕】 管渠調査や修繕工事について、より効率的な手法を検討しながら、管渠を適正に維持管理し、生活排水と雨水の適正処理を推進していく。</p> |
| 下水道施設の維持管理 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 下水道施設の適正な維持管理 | ・下水道の利用者 ・公共用水域 | ・下水道施設の適正な維持管理 ・放流水の水質試験の実施 | 計画どおり | 2,120,825 | S40 | | <p>①【施設の適正な管理による下水の安定処理】 適切かつ効率的な維持管理を実施したことにより、下水の安定処理を行うことができた。</p> <p>②【水再生センターの適正管理の推進】 老朽化した施設の機能を維持していくため、効率的に点検や修繕を実施し、下水の適正処理を推進していく。</p> |
| 水質監視・指導 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 下水道施設の流入負荷低減 | 特定施設・除害施設の設置者 | 監視・指導のための立入検査の実施 | 計画どおり | 1,264 | S40 | | <p>①【特定事業場等に対する水質監視】 対象となるすべての特定事業場等への立入検査を実施し、下水道の適正使用を図っているが、除害施設を設置する小規模事業場数は増加傾向にあり、検査の行き届かない小規模事業場からの排水による管渠閉塞が発生しており、指導の強化が必要である。</p> <p>②【下水道の適正使用の推進】 小規模事業場に対する指導及び周知啓発を強化するとともに、すべての特定事業場等に対して、今後も監視・指導を継続していく。</p> |
| 下水道施設の改築・更新 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 災害や事故に強い下水道の整備 | ・下水道の利用者 ・公共用水域 | 施設の改築・設備更新を図る | 計画どおり | 372,000 | H12 | | <p>①【安定した下水処理の継続】 設備故障による水質事故が無く、年間を通して放流水質の基準を遵守した。</p> <p>②【着実な改築更新計画】 老朽化した施設が増加していく中、施設機能を維持していくため、アセットマネジメントシステムを活用し、施設設備の改築更新を実施していく。</p> |

| | | | | | | | | | | |
|------------|-------|-------------------|--|----------------|---------------------|---|-------|---------|-----|---|
| 下水道資源の有効活用 | VI-23 | 顧客に信頼される経営の推進 | | 下水汚泥等の有効活用 | ・下水汚泥 | ・栃木県下水道資源化工場や民間事業者での安定処理を推進し、水再生センターで発生する下水汚泥の有効活用を図る | 計画どおり | 587,383 | H14 | <p>①【安定した下水汚泥の利活用】 今後も栃木県下水道資源化工場における下水道汚泥の利活用を中心としていくが、福島第一原子力発電所事故の影響により、現在も一部の自治体(栃木県北)において、下水汚泥に含まれる放射性セシウム濃度が再利用可能な基準を超えており、栃木県下水道資源化工場においては建設資材としての有効活用が行われていない状況である。</p> <p>②【下水汚泥の有効活用の推進】 栃木県下水道資源化工場における利活用再開に注視しながら、民間事業者における有効活用を含め最大限有効活用が図れるよう実施していく。</p> |
| | | | | | ・下水汚泥消化ガス | ・川田水再生センター消化ガス発電施設の安定稼働により、下水汚泥消化ガスの有効活用を図る | 計画どおり | 48,302 | H28 | <p>①【消化ガスの有効活用】 川田水再生センターの消化ガス発電施設を活用し、消化ガスの有効活用を推進しているが、電力会社の送電線網の容量不足に伴う接続制約を受け、夜間12時間のみの発電となっており、制約解消に向けて電力会社による送電線網の増強工事(令和5年2月完了予定)が進められている。</p> <p>②【安定した発電の継続】 適切な点検・修繕を行うことで、安定稼働を確保し消化ガスの有効活用を推進するとともに送電網の増強工事後の24時間運転に向けて試験運転を実施していく。</p> |
| 管渠の維持管理 | VI-23 | 質の高い上下水道サービスを提供する | | 下水道施設の適正な維持管理 | 下水道の利用者及び公共用水域 | 管渠の調査、修繕、清掃の実施 | 計画どおり | 231,885 | S40 | <p>①【安定処理の継続】 管渠の浸入水調査や止水工事、清掃などを適正な維持管理を実施したことにより、下水の安定処理を行うことができた。</p> <p>②【管渠・マンホールの効率的な修繕】 下水道施設の適正な機能確保を図る上で重要な事業であることから、管渠調査や修繕工事のより効率的な手法を検討しながら、管渠を適正に維持管理し、生活排水と雨水の適正処理を推進していく。</p> |
| ポンプ場の適正管理 | VI-23 | 質の高い上下水道サービスを提供する | | 下水道施設の適正な維持管理 | 下水道の利用者及び公共用水域 | 中継ポンプ場及びマンホールポンプ場の適正な維持管理 | 計画どおり | 263,262 | S58 | <p>①【ポンプ場の適正管理】 適切かつ効率的な維持管理を実施したことにより、下水の安定処理を行うことができた。</p> <p>②【下水道施設の老朽化】 施設の老朽化した施設が増加していくなか、施設機能を維持していくため、アセットマネジメントシステムを活用し、アセットマネジメントシステムを活用し、効率的に点検や修繕を実施していく。</p> |
| 公共下水道整備事業 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 公共下水道(汚水管渠)の整備 | ・市街化区域の市民 ・公共用水域 | 下水道管渠の整備 | 計画どおり | 374,788 | S32 | <p>①【公共下水道の整備面積を拡大】 「生活排水処理基本計画」に基づき、計画的に公共下水道の整備を実施することにより、整備面積を拡大することができた。</p> <p>②【公共下水道の計画的な整備】 今後も、市街化区域内における生活排水の適正処理を推進し、生活環境の確保や公共用水域の水質保全を図るため、同計画に基づいた公共下水道管渠の整備を実施していく。</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------|-------------------|--|--|---|---|-----------|---------|----------------------------|--|--|
| 特定環境保全 公共下水道事業 | VI-23 | 安定した上下水道事業の 推進 | | 公共下水道(汚水管 渠)の整備 | ・市街化調整区域の 市民(認可区域13地 区) ・公共用水域 | 下水道管渠の整備 | 計画ど おり | 356,298 | S56 | | <p>①【特定環境保全公共下水道の整備面積の拡大】 「生活排水処理基本計画」に基づき、計画的に特定環境保全公共下水道の整備を実施することにより整備面積を拡大することができた。</p> <p>②【特定環境保全公共下水道の計画的な整備】 今後も、市街化調整区域内の市内13地区における生活排水の適正処理を推進し、生活環境の確保や公共用水域の水質安全を図るため、同計画に基づいた特定環境保全公共下水道管渠の整備を実施していく。</p> |
| 老朽管渠の改築更新 | VI-23 | 安定した上下水道事業の 推進 | | 災害や事故に強い下 水道の整備 | 30年以上経過した 田川第1処理区の管 渠 | 老朽化した管渠の改築更 新 | 計画ど おり | 22,431 | H16 | | <p>①【老朽管渠の工事を着実に進める実施設計】 次年度に予定している工事を着実に進めるために必要な実施設計を行うことができた。</p> <p>②【老朽管渠の計画的な更新】 今後も、管渠の機能や役割を維持していくため、平成30年度に策定した「下水道施設改築更新計画」に基づき、老朽化した管渠の改築更新を実施していく。</p> |
| 上下水道図面の電子システムの活 用 | VI-23 | 安定した上下水道事業の 推進 | | ・水道水の水質管理 の充実 ・下水道施設の適正 な維持管理 | ・水道利用者 ・下水道利用者 | 管理図面の電子化及び 整理 | 計画 どおり | 39,285 | H16 (水道) H22 (下水) | | <p>①【電子システムの迅速な情報提供】 提出された書類やデータの入力・更新作業を適正に実施し、市民への迅速な情報提供を行った。</p> <p>②【電子システムの連携による効果的な情報の活用】 電子システムに蓄積された修繕履歴や水圧データなどの情報と、施設情報管理システムを連携することにより、管路情報の効果的な活用を図る。</p> |
| 貯水槽水道の管理・指導 | VI-23 | 安定した上下水道事業の 推進 | | 貯水槽水道管理の充 実 | 貯水槽水道設置者 | ・委託による現地調査及 び管理指導 ・適正管理を啓発するパ ンフレットの配布 | 計画 どおり | 4,385 | H15 | | <p>①【小規模貯水槽水道設置者への指導率向上】 ・調査及び改善指導を適宜実施し、管理状況を改善させ指導率の向上を図った。 ・「使用者」の連絡先は把握できるが、実際に管理を行う「設置者」・「管理者」が不明なケースがあり、水質が適正か確認出来ない等の課題がある。</p> <p>②【小規模貯水槽水道設置者への指導・助言の実施】 引き続き、「第2次貯水槽水道適正管理推進計画」に基づき、現地調査を計画的に実施し、貯水槽水道設置者に対して衛生管理方法などの指導及び助言を行い、管理水準の向上を図る。</p> |
| 給水装置工事指導 | VI-23 | 安定した上下水道事業の 推進 | | 水道水の水質管理の 充実 | 宇都宮市指定給水 装置工事事業者 | 給水装置工事の申請・検 査指導 | 計画 どおり | 0 | H9 | | <p>①【無届工事、苦情件数の減少】 ・工事申請時の指導や事務連絡会での説明・指導により無届工事、苦情件数が減少した。 ・給水装置工事のみを申請し、排水設備工事の申請がされず、無届工事が行われた場合、お客様に後日、給水と排水一括の下水道料金が生じる場合がある。</p> <p>②【指定給水装置工事事業者の指導・育成】 申請・協議・検査時において指導・育成を行うほか、全ての指定給水装置工事事業者を対象に事務連絡会を開催し、施工技術、安全管理、市民への対応等の向上を図る。</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|----------|-------|---------------|--|---|------------------------|------------|-------|---------|-----|---------------|---|
| 直結給水事業 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 水道水の水質管理の充実 | 3階建て以上の直結給水が可能な建物所有者 | 直結給水への利用促進 | 計画どおり | 43 | H9 | | <p>①【直結給水の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や貯水槽水道の管理・指導の際のPRにより、18件を貯水槽水道から直結給水促進することができた。 ・一方で、直結給水が可能であっても貯水槽水道を利用している所有者等が多いため、代替件数が少ない要因を特定し対応策を検討する必要がある。 <p>②【直結給水の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・市HPなどのメディアを積極的に活用し、小規模貯水槽水道設置者や関係部署へのパンフレットの配布や説明などを行うことで、直結給水のさらなる利用促進を図る。 |
| 水質試験 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 水質検査計画に基づき、水質検査を適正に実施し、水道水の高品質化を推進する。 | ・水道利用者 ・水道水 | 水質試験の実施 | 計画どおり | 59,996 | S53 | 先駆的 トップクラス | <p>①【高精度な水質試験の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道水の優良な検査機関の認証(水道GLP)に適合した水質検査を計画的に実施することができた。また、水道GLPの対象となる水質検査項目について、1項目を追加し46項目まで認定された。 <p>②【水質管理の更なる強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き水質検査を実施していくとともに、「上下水道水質管理基本計画」に基づき、自然災害や新たな水源水質の変化等のリスクを想定し、水質検査を充実させるなど、水源から蛇口までの水質管理の強化を図り、お客様が安心して利用できる水道水を供給していく。 |
| 栃木県からの受水 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 板戸配水区へ水道水を安定供給する。 | ・水道利用者 ・当該配水区 | 水道水の安定供給 | 計画どおり | 727,000 | S62 | | <p>①【継続的な安定給水の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栃木県企業局との「受水費単価及び責任水量に関する協定」に基づき、当該配水区への安定給水を確保することができた。 <p>②【受水量の効果的な運用検討と継続的な安定給水の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受水量の効果的な運用について検討しながら、水道水の安定供給を継続する。 |
| 漏水調査 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 漏水を早期発見、早期修繕することで、浄水費用の損失を縮減し有収率の向上を図る。 | ・水道利用者 ・配水管 ・給水管 | 漏水調査の実施 | 計画どおり | 104,263 | S48 | | <p>①【計画的な漏水調査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第3次上下水道有収率向上計画」に基づき、計画的な漏水調査を実施することができた。 <p>②【継続的な漏水対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、漏水調査を実施し、漏水の早期発見・早期修繕に努める。 |
| 防災対策 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 自然災害その他の危機に迅速かつ確に対応する。 | ・水道利用者 ・被災市民 | 緊急時対応体制の充実 | 計画どおり | 0 | S56 | | <p>①【災害時緊急対応力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に基づく応急給水訓練を実施し、自然災害その他の危機に迅速かつ確に対応する体制を確保することができた。 <p>②【継続的な災害時緊急対応力の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、自然災害その他の危機に迅速かつ確に対応する体制及び応急給水用資器材の備蓄調達を確保する。 |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|--------------|-----------------------------------|------|-------------------------------------|------------------|----------------|-------|---------|-----|--|--|
| 給水要望等に応じた配水管の布設 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 全ての水道利用希望者(未接続者)が水道を利用できるようにする。 | 新たな水道利用者(未接続者) | 配水管布設 | 計画どおり | 352,418 | H6 | | <p>①【給水要望に応じた配水管の布設】 給水要望審査会で採択された箇所への配水管布設に全て対応し、順調に整備を進めることができた。</p> <p>②【希望者への水道利用の推進】 全ての水道利用希望者が水道を利用できるように、引き続き、給水要望に応じた配水管の布設を続ける。</p> |
| 白沢浄水場紫外線処理施設整備事業 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 白沢配水区へ安全で安心な水道水の供給を継続する。 | ・水道利用者 ・当該配水区 | 紫外線処理施設の整備 | 計画どおり | 348,926 | H28 | | <p>①【紫外線処理施設の整備】 紫外線処理施設の整備を進めることができた。</p> <p>②【供用開始に向けた整備】 平成31年度は整備工事の最終年度になるため、供用開始に向けた全体スケジュールを踏まえ、着実に整備を進めていく。</p> |
| 老朽配水管の更新 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 計画的な更新を行い、安定給水を確保するとともに、漏水の抑制に取り組む。 | 水道利用者 | 老朽化した配水管の更新 | 計画どおり | 225,622 | H20 | | <p>①【「老朽配水管更新実施計画」の策定】 施設の老朽度などから、必要性が高い管路を引き続き更新するとともに、今後の更新における効果的な手法や基本事項を定めた「老朽配水管更新実施計画」を策定した。</p> <p>②【計画的な更新の実施】 今後は、「老朽配水管更新実施計画」に基づき、計画的・効果的な更新工事を行い、安全で安心な水道水の供給を継続する。</p> |
| 浄水場等の設備等の更新 | VI-23 | 安定した上下水道事業の推進 | | 水道施設の機能の向上を図り、安全なライフラインを確保する。 | 水道利用者 | 老朽化した施設(設備)の更新 | 計画どおり | 193,126 | H20 | | <p>①【「水道施設更新・長寿命化実施計画」の策定】 保守部品の供給が終了した制御所など、必要性が高い施設を引き続き更新するとともに、施設の重要度や劣化による影響等のリスクを踏まえて設定した「優先順位」のもと、今後の効果的・効率的な更新の進め方を定めた「水道施設更新・長寿命化実施計画」を策定した。</p> <p>②【計画的な更新の実施】 今後は、「水道施設更新・長寿命化実施計画」に基づき、計画的・効果的な更新工事を行い、安全で安心な水道水の供給を継続する。</p> |
| 下水道施設の耐震化 | VI-23 Ⅲ-9 | 危機に対する体制・都市基盤の強化 安定した上下水道事業の推進 | 戦略事業 | 災害や事故に強い下水道の整備 | 公共下水道区域の市民 | 基幹施設や幹線管路の耐震化 | 計画どおり | 55,000 | H20 | | <p>①【下水道施設の耐震性能の把握】 中心市街地などの下水処理を担う川田水再生センターの構造物について耐震詳細診断を実施し、耐震対策が必要であることを確認した。</p> <p>②【下水道施設の効果的・効率的な耐震化の推進】 「上下水道施設耐震化基本計画」に基づき、地震等災害時にあっても、下水道の基本機能を確保するため、下水道施設の耐震性能の現状を的確に把握するとともに耐震化の優先度を整理し、効果的・効果的に推進する。</p> |

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------------|---|------|--|-------|-------------------|-----------|---------|-----|---|
| 上水道施設の耐震化 | VI-23 III-9 | 危機に対する体制・都市 基盤の強化 安定した上下水道事業の 推進 | 戦略事業 | 災害に強い水道施設 を整備し、安定した水 道水の供給を確保す る。 | 水道利用者 | 基幹施設や基幹管路の 耐震化 | 計画 どおり | 550,441 | H19 | <p>①【基幹施設や基幹管路の耐震化の実施】 「宇都宮市上下水道施設耐震化基本計画」に基づき、立伏配水場などの耐震性の把握や 導水管などの耐震化を実施することができた。</p> <p>②【耐震化の計画的な推進】 地震災害時においても、水道水の供給を確保するため、引き続き、耐震化を計画的に進め る。</p> |
|-----------|----------------|---|------|--|-------|-------------------|-----------|---------|-----|---|